朝鮮甲午改革以後の商業的農業

——三南地方を中心に——

宮嶋博史

【要約】一八九四年は、甲午農民戦争およびそれに促迫されつつ行なわれた甲午改革といった一連の出来事により、朝鮮近代史上、一つの画期をなす年であった。本稿は、甲午以後複雑な展開を示す朝鮮社会の歴史的変動を規定したもっとも奥深い要因である農村経済の実態を、三南地方における商業的農業の発展という問題に絞って究明せんとしたものである。

当時の戸籍や新聞、日本人の調査等を手掛りとして考察を進めたが、その結果、㈠甲午以後の商業的農業は多くの分野で「日韓併合」時よりも進んでいたこと、㈡その担い手として自小作上農層が広範に存在していたこと、㈢彼らを中核として下から農民的土地所有を目指す動きが展開されていたこと、が明らかになった。そして日本帝国主義による朝鮮植民地化の基礎事業たる「土地調査事業」の強行は、このような甲午以後の商業的農業を解体・再編させることによってのみ可能となるのである。

史林　五七巻六号　一九七四年一一月

はじめに

一八九四年全羅道古阜に発生し、中・南部朝鮮全体に波及した甲午農民戦争は、朝鮮近代史上極めて重要な意義をもつものであった。国内的に見れば、この農民戦争を自らの力では鎮圧できなかったことに象徴されるように、李朝国家体制の弛緩はもはや明らかであり、農民軍の要求を反映した甲午改革によって社会体制・階級関係は新たな変動の様相を帯びてくる。一方、国際的に見ても、甲午農民戦争鎮圧を契機として起こった日清戦争に勝利した日本は、朝鮮に対する経済的・政治的侵略を本格化してくる。そしてこの日本の侵略自体が、日清戦争を契機とした極東における帝国主義体制の形

成の一環としてのみ可能であったことは、既に指摘されている通りである。[1]

ところで、甲午農民戦争を直接の契機としたこのような事態は、当時の朝鮮経済の基幹部門であった農業生産にも大きな影響を与えずにはいなかった。即ち、甲午改革による税制の統一化・金納化や国内通行税の廃止、農業生産の中心地帯であった三南地方（忠清道・全羅道・慶尚道の総称）の木浦・群山・馬山の開港等により、農村への商品経済の浸透が深まるとともに、日本人が直接的生産過程にも侵入し始めるという新たな要因も加わって、この時期の農村経済は非常に複雑な展開を見せるのである。

本稿は、朝鮮農業がまさに激動期と名付け得るに相応しい大変動を遂げつつあった時期を考察の対象とするのであるが、従来の研究を振り返ってみると、この時期の農村経済を扱ったものは、その重要性に比して極めて少ないと言わざるをえない。[2] 戦前・戦後を通じて、この時期の農村経済を本格的に扱った研究としては、わずかに金容燮氏の最近の一連の論稿があるだけで、[3] 他の研究は農民闘争や商業・貿易との関連で少し触れているか、或いは日本人の土地侵略の実態の暴露に止まっているのが現状である。

甲午以後の農村経済の実態を明らかにすることは、この時期の政治状況（特に開化運動の新たな段階）[4] のより深い理解のために重要であるだけでなく、李朝後期の農村経済を理解するためにも、また日本による「土地調査事業」の歴史的意義を確定するためにも、不可欠の課題であると筆者は考えているが、本稿はそうした視点から研究上の空白を埋める基礎的作業の一環に外ならない。なおその際、問題を甲午以後の三南地方における商業的農業の発展[5]ということに絞り、主要作物ごとの商業的農業の特徴とそれを担った農民層を検出するとともに、当時の農村で進行しつつあった階級対立の実態を浮彫りにしようと努めた。

① 井口和起「日英同盟と日本の朝鮮侵略——日清戦争から日露戦争への一過程」（『日本史研究』八四号所収、一九六六年）

② この期の研究が少ないという研究史上の問題点については、拙稿「朝鮮封建末期農業史研究の新たな動向」（『朝鮮史研究会会報』三四

号、一九七三年）を参照されたい。

③　「高宗朝の均田収賭問題」（ソウル大学校文理科大学東亜文化研究所編『東亜文化』第八輯所収、一九六八年）、「光武年間の畓田事業に関する一研究」（高麗大学校亜細亜問題研究所編『亜細亜研究』第三一号所収、一九六九年）、「光武畓田の思想基盤――畓務監理金星圭の社会経済論」（同上四八号所収、一九七二年）、「韓末・日帝下の地主制――事例一：江華金氏家の秋収記を通じてみた地主経営」（『東亜文化』第一一輯所収、一九七二年）、「韓末・日帝下の地主制――事例二：載寧東拓農場における地主経営の変動」（韓国史研究会編『韓国史研究』八所収、一九七二年）これら金氏の諸力作は大変参考となるが、第一に甲午以後の農業変動の全体像、及び甲午以前との段階的差異等については不明確なこと、第二に甲午以後の農業変動が日本の植民地化政策をいかに規定したかについての考察が不十分なこと、の二点についてなお発展させられるべき余地があると思う。

④　姜在彦氏は甲午改革以後の一八九六～九八年を開化運動発展の第二期として、開化思想の大衆への浸透を主張されている（「独立新聞・独立協会・万民共同会」『朝鮮史研究会論文集第九集』所収、及び「李朝末期の実力培養＝自強運動」『思想』一九七三年三号所収）。姜氏のこの主張には大変教えられる所が多いが、しかし開化思想の浸透が見られたのを都市部のみに限定されている点については疑問である。

⑤　本稿では商業的農業という概念を次のような意味で用いている。即ち、遙か以前からあった国家・地主による必需品・奢侈品調達のための税米・生産物地代の「商品」化や、農民による非自給的必需品との交換、総じて使用価値獲得を目的とする「商品」化（購買のための販売）とは区別される、交換価値を得ることを目的とする農民の商品生産の謂である。この点については、山崎隆三「江戸後期における農村経済の発展と農民層分解」（岩波講座『日本歴史』近世四所収）三三四頁を参照。

第一章　商業的農業の発展とその特徴

当時の史料としてはもっとも信憑性の高いと思われる貿易統計を見てみると、一八九五年あたりを境として輸出入額ともほぼ二～三倍に増加し、それ以後漸増を続けながら、一九〇六・七年頃からまた新たな段階に入ることがわかる。そして一八九五年以後の貿易量の増加では、米・大豆の輸出と、綿製品の輸入の増加が目立っている。米・大豆・綿製品は何れも、当時の農村経済の中心部を占めていたものであっただけに、その貿易量の増大は農業生産構造そのものの再編成を惹き起こさずにはいなかった。

其原野ノ状況ヲ見ルニ瘠瘦ノ地若クハ浸水ノ場ニアラザル限リハ概ネ開墾セラレテ今ヤ殆ント荒蕪ノ地ヲ見ルコト稀ニ、其農作方法ニ至ツテモ旧式乍ラ周到ニ行ハルルモノノ如シ、唯タ排水灌漑ノ法及ビ耕耘、挿秧、施肥除草等人智ヲ

第一表 貿易統計

年度	総輸入額	うち綿製品	総輸出額	米輸出高		豆類輸出高	
1876	188,246円	11,623円	92,518円		石		石
77	126,569	54,250	58,759	474		1,109	
78	244,545	167,894	181,469	13,045		7,934	
79	566,955	477,222	612,174	66,867		21,746	
80	978,014	768,467	1,256,225	92,756		22,406	
81	1,873,976	147,157	2,230,296	44,925		35,818	
82	1,562,169	178,640	1,768,619	2,716		51,793	
83	2,178,400	912,856	1,656,078	6,549		?	
84	793,734	497,593	884,060	15		1,215	
85	1,671,652	1,122,359	388,023				
86	2,474,185	1,305,731	504,225		担		担
87	2,815,441	1,894,324	804,996	15,012		55,902	
88	3,046,443	1,961,932	867,058	3,454		74,660	
89	3,377,815	1,709,142	1,233,841	11,627		97,194	
90	4,727,839	2,674,807	3,550,478	339,645		197,526	
91	5,256,468	2,874,837	3,366,344	303,387		152,123	
92	4,598,485	2,185,073	2,443,739	147,778		119,683	
93	3,880,155	1,733,458	1,698,116	56,628		79,881	
94	5,831,563	2,494,544	2,311,215	121,015		51,531	273,729
95	8,088,213	4,713,755	2,481,808	111,371	千石 122	101,793	473,091
96	6,531,324	3,478,924	4,728,700	271,845	363	138,348	647,131
97	10,067,514	5,273,119	8,973,869		695		667,876
98	11,825,249	5,185,406	5,709,489		261		399,485
99	10,307,830	5,384,460	4,997,845		198		723,575
1900	11,013,590	5,764,990	9,439,867		446		
01	14,822,003	6,182,912	8,461,949	円 4,195,309	579	円 1,890,674	
02	13,657,063	5,561,400	8,317,070	3,524,619	395	1,801,394	
03	18,374,814	6,009,321	9,477,603	4,224,721	432	1,675,975	
04	27,034,345	8,456,940	6,933,504	1,300,790	131	2,515,467	
05	31,959,582	12,005,922	6,904,301	889,273	91	2,696,583	
06	29,534,857	8,208,706	8,132,844	1,603,648	148	3,602,703	
07	41,611,530	12,552,862	16,479,834	7,558,505	756	3,935,652	
08	41,021,436	11,340,330	13,463,947	6,484,831	642	3,494,026	
09	36,646,256	9,297,045	15,399,678	5,530,557	641	3,779,050	
10	39,737,039	11,508,521	18,868,177	6,277,752		5,726,082	

〔出典〕 ○総輸出入額及び綿製品輸入額は梶村秀樹「李朝末期朝鮮の繊維製品の生産及び流通状況——1876年開国直後の綿業のデータを中心に——」に依る。ただし総輸出額の1898～1900年分は梶村論文では抜けているので信夫淳平『韓半島』p. 626 に依り補った。
○米・豆類輸出高1877～1884年分は姜徳相「李氏朝鮮開港直後に於ける朝日貿易の展開」に依る。豆類は大豆のみ。1887～1896年分は韓沽劤「米穀の国外流出」に依る。1895～1909年の米輸出高は小早川九郎『朝鮮農業発達史発達編』p. 383 に依る。1894～1899年の豆類輸出高は『韓半島』p. 643 に依る。1901～1910年分は朝鮮総督府『朝鮮輸移出入品十五年対照表』p. 16 に依る。

要スベキノ点ニ於テ之レガ改良ヲ待ツヘキモノ頗ル多シトナス[1]

というように日本人の目に映った農業生産力の下で、農業生産構造の再編成はどのように進んだであろうか。主な作物ごとに検討を加えてみよう。

(一) 米

既に姜徳相・韓沽劤・金容燮の諸氏により明らかにされたように、[2] 甲午改革以前にも米の輸出はかなりの量にのぼっており、その社会的影響も無視できないものがあったが、しかしなおその輸出額は年々の豊凶に左右されて極めて不安定であった。甲午改革による地租の金納化（これは甲午改革の幾多の改革中でもっとも徹底して実行されたと言われる）[3] は、それまで最大の現物租税作物であった米の商品化に一大契機を与えるものであり、これによって米の商品化・輸出は新たな段階に入ると考えられる。しかも当時産業革命を経験しつつあった日本が恒常的な米の輸入国に変わるという、[4] 有利な市場条件が作用した点も見逃せない。金容燮氏の研究によれば、京畿道江華島では開港前の一八七一年から一八九四年までに米価は四・五倍に、一八九四年から一九〇四年にかけて五・二倍に跳ね上っており、[5] 米価騰貴による利益を求めて米の流通量が増加してくるのがこの時期の特徴である。

このような米の商品化の進展に伴って、慶尚南北道や全羅南道に比べて水利の不十分であった全羅北道において灌漑整備のための努力が見られたり、[6]「近来米価の著しく騰貴せし為め水稲の栽培には大に力を尽し一般に施肥量を増加するの傾向を生ずるに至りしは吾人の快とするところなり」[7] と、施肥量の増加を示す例があるのには注目すべきである。しかし、こういう例はあるにせよ、全体としては、後述する大豆や棉花・綿布生産に比べ、稲作の場合はそれほど著しい生産方式の変動は無かったと考えるほうが当を得ているように思われる。そしてこのことは、米の商品化過程の特質と相俟って実は重大な問題を内包していた。

そこで米の商品化の過程を少し詳しく検討してみよう。まず、当時の米の商品化の特質を考えるのに示唆的な史料を掲

げよう。

尤モ収穫以後旧正月以前迄稍々玄米ノ廻来ヲ見ルコトアリ之レ小作人等カ年末計算ノ準備トシテ其所得米ヲ売急クニ因ルモノニシテ多量ノ籾ヲ貯蔵スル大地主ニ至リテハ生活上余裕アルカ故ニ販売ヲ急カス静カニ時機ヲ見テ当港ニ廻送シ売放ツヲ常トセリ……⑧

米の商品化は、小作人においては現金獲得のための窮迫販売として、地主においては利潤追求の手段として、まったく対立した形で進行していたのである。更に米の輸出による利益を求めたのは地主だけではなかった。『皇城新聞』⑨光武三年（一八九九）二月一八日付の「南都伝信」という記事は、観察使や郡守が利を貪ろうとして租税で米を何万石も買い、港に積置いてソウルの米市場で値の上がるのを待っている⑩、と伝えている。このように米の商品化の担い手は大量の米を小作料として受取る地主や官僚層が主たる者であり、次に述べる大豆に比して、いわば上からの商品化が優勢であったと言えよう。

なおこの時期のもう一つの特徴として、米の商品化の進展・輸出の盛行による利益を求めて、商人層の活発な商活動が見られたことも見逃せない。当時の米の流通は、ふつう、直接生産者または地主→地方市場における小規模な穀物商→中央市場における大商人というルートで行なわれていた。ところが、中には次の史料に見られるように、中央市場における大商人が直接生産者との結び付きを強めるような動きが見られたのである。

以前においては此等小口の放売穀物は穀商に依って買集され、更に各中央市場に搬出されたものであるが、近年当国米・豆が外国市場に輸出されるのを見るに至って中央市場における需要が益々増加し、商人が直接産地に行って買い集めに努力したり、或いは収穫に先立って小作農民に代価を給して売買を予約することが盛行するに至ったのである。⑪

こうした商業資本の生産者支配という事態と関連して、秋には農村から都会へ搬出された米が春になると都会から逆送される現象が毎年のように見られた、という指摘があるのは興味深い。⑫

米を日本へ輸出する場合は、日本人輸出商が中央市場で朝鮮人大商人の組織する紳商組合から買入れる場合が多く、この時期には日本商人と直接生産者との結び付きは殆んど見られなかったようである。

(二) 大豆

大豆は、開港以前には商品作物としてそれほど重要な位置を占めていなかったが、開港以後輸出の途が開けたことにより、米と並んで商品化が急速に進んだ。しかし、その商品化の過程は米の場合とはかなり様相を異にしていた。大豆の場合は、商品化の進展が耕作技術の進歩を伴っていた点がまず特徴的である。

由来全羅道ハ大、小豆ノ産出、僅少且品質不良到底肥料以上ノモノニアラス従テ他開港場輸出ニ係ルモノニ比シ常ニ遜色アリ往々世人ノ度外視シテ顧ミルモノナカリシカ、近来当地方韓農ハ此等雑穀ノ作付ニ最モ注意ヲ加フルト同時品質又改善シ其輸出高開港以前ニ倍蓰スルノ景況トナレル者ハ是レ全ク当地開港後彼等ニ進歩的一大刺撃(ママ)ヲ与ヘタル現象ナリ……[13]

従来大豆栽培のあまり盛んでなかった全羅道においてさえこのような状況であったから、大豆栽培の中心地であった慶尚道(特に北道)ではこれと同様の事態は一層顕著に見られた。

蓋シ慶尚道ニ於テモ大豆ノ産額著シク増加シタルハ凡十年来ノ事ニテ其頃ヨリ我邦ニ於テ朝鮮大豆ノ需要年々増加シ農家ノ利益モ亦少カラザルヨリ新ニ山野ヲ拓キテ大豆ヲ播種スルモノ多キノミナラズ下等田ノ如キモ大豆圃トナリ又ハ田ノ隴、畑ノ畦ニモ之ヲ蒔付クル事トナリテ随ヒテ其産額殆ド前日ニ倍蓰セリ(大豆熱ハ棉作ニモ多少ノ影響ヲ及ボシ従来棉作セシ処モ趣向ヲ変ヘテ大豆ヲ種ヘ之ヲ売リテ金巾木棉等ヲ購フノ傾キトナリタレバ棉ノ産額ハ却テ減少セリトノ事ナリ)[14]

大豆作におけるこのような生産力発展を基礎とした商品化の深化の要因として、姜徳相氏は、米と大豆の栽培条件の相違と、大豆の市場価格の安定の二点を挙げられている。[15] しかしより基本的な要因としては、封建時代における最大の搾取対

象であった米と、自給自足を原則としていた大豆との相違が挙げられなければならない。即ち、自給自足的な大豆にあっては市場が急速に開けたことにより耕作技術を発展させ増産を図る余地が十分に残されていたが、米の場合は封建体制の下でそれなりの技術水準が実現されており、前述したように「旧式乍ラ周到ニ行ハルルモノノ如」き状態であった。従ってその耕作技術の更なる発展は大豆に比べて困難であったと言えよう。

耕作技術発展の難易度についての米と大豆の相違は、その発展を担いうる層の違い、地域差の問題を視野に入れる時、一層重要な意義をもってくる。米の生産力を発展させるためにはより大きな追加資金が必要であり、その負担に堪え得る層が限られていたのに対し、大豆の生産力発展は農民の階層によって限定される度合が小さく、貧農層にあっても商品化を目的とした大豆作の拡張が可能だったのである。従って、大豆の商品化は広範な農民層によって進められたと思われ、米と対比して下からの商品化が進んでいたと推測しうる。生産額では米の一割くらいしかなかった大豆が、輸出額では米に匹敵するだけの額を占めているのも、上に述べたような大豆の商品化を担い得る農民層の広さの問題と、何よりも関連があったと思われる。このことは逆に言えば、日本がもっとも欲した商品＝米の輸出については朝鮮農民、特に下層農民の犠牲の上でのみ可能であったことをも意味するであろう。

大豆と米の商品化を比較した場合、もう一つの重要な点は、地域差の問題である。筆者の推定に依れば、大豆の商品化がもっとも盛んであったのは慶尚北道であり、これに対して米の商品化がもっとも盛んであったのは全羅北道と忠清南道であった。[16] 少し後の時期のこれら三道における農民の階級構成を見てみると、全北・忠南では地主の力が非常に強いが、慶北では地主の比重が低くなっているのがわかる。こうした事態は、米と大豆の商品化の特徴が地域差の問題と関連して、三道における農民層分解のあり方に決定的影響を与えたために生じたのではないだろうか。

（三）棉花・綿布

梶村秀樹氏は労作「李朝末期朝鮮の繊維製品の生産及び流通状況〜一八七六年開国直後の綿業のデータを中心に〜」

(『東洋文化研究所紀要』第四六冊所収、一九六八年)において、この時期の綿業を洋貨の土布市場奪取過程ととらえ、一九〇〇年前後の紡績糸輸入の停滞とシーチング輸入の増大を根拠として、綿業における植民地的構造への転換を主張されている。しかし実際の綿業生産の状況をみると、梶村氏の整理とはかなり違っている。以下、やや詳しく検討してみたい。

まず棉花生産の状況としては、地域的分業化が益々進みつつあったことが注目される。甲午改革以前には田税・大同米等を木綿で徴収した地域が南部ではかなり多く、そのために棉作から織布までを行なう農家が一般的であった[17]。甲午改革で木綿による租税徴収が廃止されたことは、綿業における社会的分業化の進展の一大画期となったのである。大豆の項で述べたように、慶尚道や全羅道で従来棉花を栽培していた畑に大豆を栽培する例がかなり広範に見られたのは、その一つのあらわれである。特に慶尚道は従来棉花生産の中心地の一つであり、甲午改革前にもその産額は多額であったから、そこで棉花→大豆の転換が大規模に行なわれたことの意味は大きい。

それでは、棉花栽培を大豆栽培に切り換えた農民たちは、自家消費用の綿製品をいかにして調達したのであろうか。それには三つの方法がありえた。第一の方法は、国内の他地域から原棉または木綿の形で移入することであった。「棉花ハ近年韓人ノ栽培ニ注意スル所アリテ其生育最モ良ク目下尺余ニ及ヘリ而カモ作付反別ハ年々増加シツツアレバ今秋ニ於ケル産額ハ著シキ増加ヲ見ルニ至ルヘシ」[18]「(全南務安部ニ於ケル)棉ノ耕地ハ二三年以前ヨリハ二倍ニ増拡セラレ木浦ニ於ケル価額好況ノ為メ実棉ノ儘輸出セラルルニ至リ勢ヒ木綿ノ製織ハ漸次減少セントスルノ状態ニ在リ」[19]というように、この時期には慶尚道における棉作の減少を補う形で、全羅南道への棉作の集中が見られ、しかもその際、大豆と同様に耕作技術の向上を伴っていたのである。だが全南においてもすべての農家が棉作を拡大していたわけではない。

一般市中ニ搬出セラレタル実棉ノ需要者ハ農民其ノ大多数ヲ占ムルハ各地其ノ軌ヲ一ニス之レ棉作ノ盛ンニ行ハルル地方ニ於テモ農家必ラスシモ皆ナ之ヲ為スニアラス全羅南道ニ於テモ農家中棉作ヲ行ハサルモノ敢テ尠ナカラス(中略)之レ韓国農家ハ棉作ハ比較的労費ヲ要スルコト多ク又或ハ土性上ヨリ或ハ連作ノ関係ヨリ棉作地ヲ得ルコト容易ナラサ

ルカ故ニ土地ヲ所有スルコト多ク資産アル者ニアラサレハ之ヲ行フコト難シト称スルニ因ルカ如シ去レハ棉作ヲ行ハサル農家ハ自家用トシテ必要ナル棉花ハ之ヲ市ニ求ムルヲ常トス又農家中ニハ啻ニ自家用ノミナラス専ラ販売ニ供スヘキ木綿ノ生産ヲ為スノ目的ヲ以テ其ノ原料ヲ購入スルアリ[20]

この史料に見られるように、棉花・綿布生産における社会的分業は農民の階層による経営の分化を伴いつつ進展しており、しかも棉花生産においては雇傭労働の導入さえ一般的に見られたのである。かくて、一九〇四年頃には全南一道の実棉収穫量が四〇〇万貫[21]、木浦海関経由の綿織物移出量が五〇七、三七六疋[22]と巨大な額にのぼっており、以上述べたことがこの数字からも傍証されよう。なおここで注目しておきたいのは、上の二つの数字が一九一〇年当時の棉花生産高・綿織物流通量と比べて遙かに大きなものであったということである。[23]

残り二つの方法は何れも輸入品を購入する方法であり、外国製品を織物という完成品の形で購入するか、紡績糸という半製品の形で購入するかによって二つに分けられる。梶村氏は一九〇〇年を境として前者の方法が後者を圧倒していくと主張されている。確かに紡績糸輸入は一九〇一～三年にかけて減少しているが、それは主に朝鮮国内における棉花の豊作によるものと思われ、紡績糸輸入のピークは一九〇五～七年の間にきている。[24] 綿織物輸入と紡績糸輸入を比較すると、後者の方が在来の綿業生産様式の解体と再編成に大きな影響を与えることは周知の通りである。この時期の朝鮮もその例外ではなかった。

右の如く我紡績糸需要が近来著しく増加せしは世人の知悉せる所なるが、今内地を視察せし人の談話に依れば、我紡績糸を原料として木綿を製織するの法は追々内地に蔓延し、黄海道辺の如きは到る処の農家之を製織せざるものなき程にて、一玉の紡績糸は三疋（一疋の丈凡う我五丈二尺）の木綿を製織し得、達者の者は五日間に三疋を製織し了るとの事なり、左れば今一玉の元価弐円六拾銭とすれば一疋の元価は八拾六銭六厘にて、一疋弐円四拾銭に売却するとせは、一日の手間は九十二銭に当る算当にて随分利益ある仕事なり、又忠清道方面にては恰も我賃機とも云ふ可き方法を採り、

原料を供し手間賃にて製織せしめたるに、尚ほ一反に付き六銭の利益ありたれば今後益々此方法を進むべしと言ひ居る由、紡績糸需要の増加も偶然ならずと云ふべし[26]

日本の賃機に比すべきこのような織物生産は、忠清道だけでなく全羅・慶尚道においても行なわれており[27]、輸入紡績糸を利用しながら販売を目的とした手織業が広範に見られたのである[27]。第二章で利用する当時の戸籍の職業欄に「織」と記されているものがあるが、これなどは明らかにこの部類に属すると言えよう。しかし、「織」が職業の者は殆んどが寡婦であることからすれば、当時はまだ手織業が男子の専業にまではなっていなかったようである。

更に注目されるのは、手織機の改良のための努力が見られたことである。『皇城新聞』には、光武四年（一九〇〇）に忠州在の李泰鎮という人が手製の織布機を発明し、毎日四〇尺を織ることが可能になったという記事や[28]、同じ年に李仁基という人が織造機を発明し六〇元で発売するという記事等[29]が載せられている。これらの織布機がどの程度普及したのかは不明であるが、生産手段の改良によって手織業の生産性が徐々に高められたことは確かである。前掲梶村論文に依れば、甲午改革以前には日本の「地機」や「田舎機」と同種の織機を用いて綿布一疋を織り上げるのに五日を必要とした[30]。ところが先に引用した黄海道の例では、熟練者なら五日間で三疋を製織するのも可能であると言うのだから、生産性は三倍になっている。また李泰鎮の発明した織布機では一日に四〇尺、従って五日では三・五疋強（一疋＝二反＝五六尺）を織ることができる勘定となる。なお紡糸については甲午改革前後で生産性は高まっておらず（一疋分の糸を紡ぐのに五日必要）、この織布と紡糸両工程の生産性のズレが機械製綿糸導入の重要な要因であったと言えよう。

厳中平氏に依れば、手織業の自給生産から商品生産への転換のためには、十分な販売市場の存在・十分な綿糸の供給・生産工具の改良の三つの条件が必要とされる[31]。この期の朝鮮においては第二の条件は十分に満たされており、第三の条件についても不十分ながら前進が見られた。そして市場の問題にしても、先の第一の方法の所で述べたように、当時の土布生産は日本や英国製の綿織物類に完全に圧倒されてはおらず、むしろ社会的分業の深化に伴って市場を拡大しつつさえあ

ったのである。このような条件の下で新たに発展してきた輸入紡績糸を利用した手織生産は、マニュファクチュア段階に一歩手前の問屋制家内工業と規定することができよう。

ではこれら三つの方法の中でどれがもっとも優勢であったろうか。梶村氏は第二の方法＝外国製綿織物輸入が一九〇〇年以後決定的になったとされるが、以上の検討からもわかるように第一と第三の方法も広範に行なわれており、何れが決定的とも言えない状況が一九〇五年頃までは続いたと言えよう。そして在来の綿業生産様式の変革は、むしろ第一と第三の方法において顕著に見られたのであり、部分的には紡績・織布業でマニュファクチュア経営[32]、工場経営[33]も出現しつつあったのである。

最後に綿製品の流通過程を見ておくと、ここでは米の場合以上に日本商人の力は弱かった。英国製の生金巾・シーチング輸入が中国商人に握られていたのは言うまでもないが[34]、日本製のシーチングや小巾木綿・紡績糸の輸入においても、朝鮮商人や中国商人の力の方が遙かに強大であった。「近頃仁川ノ本邦売込商ニ就キ日清韓三国商人競争ノ趨勢ヲ聞クニ本邦商人ハ到底清韓商人ト競争ヲ持続スル能ハス清商モ亦タ早晩韓商ノ為メニ圧倒セラルルヲ免ヌカルヘカラサレハ紡績糸ノ取扱ハ終ニ韓商ノ独占ニ帰スルナラン」[35]というような史料は枚挙に遑ない。そして日本商人に対する朝鮮商人の優位性の原因として、資本規模が圧倒的に違うこと、土地の状況に通じていて延売りが可能なこと、の二点を挙げている。開港場における日本製品輸入についてさえこのような有様だったから、内地の商品流通を日本商人が把握することなど到底不可能であった。

（四）煙草

次に、棉花についで重要な特用作物であった煙草の生産状況を見てみよう。煙草栽培は既に一八世紀以後商業的農業として発展してきていたが[36]、この時期にも販売を目的とする栽培が盛んに行なわれていた。「煙草主産地ニテハ大抵毎戸之ヲ栽培スレトモ一町歩以上栽培スルモノ稀レニシテ多クハ五反歩ヨリ四畝歩ノ間ニアリ　自家用料トシテ栽培スルモノハ

二十坪乃至六十坪以内トス」[37]という状況であり、販売を目的とする栽培では、輪栽・施肥等の点で非常に集約的な栽培法が行なわれていたようである。[38] なおここで注目しておきたいのは、この時期の煙草の生産額が、棉花の場合と同様に「併合」時と比べると極めて多額に達したということである。全羅北道を例にとると、一九〇二年の全州・鎮安を中心とした九地方の煙草産額は約一五五万貫で、米に次ぐ産物であったが、[39] 一九〇九年には全北全体で三五万貫強と大幅に減少している。[40] 従って、この時期には全北においても米の単作化は「併合」時ほど進んでおらず、米以外の商品作物も重要な比重を占めていたと推測される。

煙草の商品化の過程を簡単に見ておくと、市場での売り手としては耕作者と売買業者があり、主産地近くの大都市には煙草仲買問屋（別名南草主とも称す）がいて一手に買い受けた。そしてこれらの仲買問屋は、地方の売買業者や耕作者に資金を貸付ける買占人として、彼らに対する「資本家」のような地位にあったという。[41]

（五）蔬菜類

朝鮮人の食生活において蔬菜の占める位置は、豊富な漬物類の材料として、極めて大きいものがある。従って、特に都市周辺では都市の厖大な蔬菜消費を目的として、一八世紀以降もっとも進んだ商業的農業が発達していた。[42] 開港後は都市人口の増大によって、一層商業的農業としての性格を強めたと思われる。蔬菜類の中でも中心的な作物であった白菜については、「其栽培法ノ如キ頗ル懇到極メテ集約ナル露地栽培トシテ殆ント間然スル処ナク韓人ノ栽培トシテ精巧ノ極致ニ達シタトリ云フモ可ナリ」[43] と言われるように、非常に集約的な農業として行なわれており、ために「本邦人ニシテ野菜ノ試作ヲ為スモノ多キモ凡テ虫害ノ為メ成功ヲ収メ難ク之レ畢竟地味ノ関係ニ依亦作法ノ差違ニ依ルコト少ナカラザルベシ否却テ韓人的作法ヲ採ル方良好ナルベシ」[44] とまで言われた。そして後述するように、上層農家では蔬菜栽培収入の占める割合がその面積に比して頗る大きかったのである。

以上の五つの作物の外にも、人蔘・楮・大麻・苧麻等の商品作物が重要であるが、これらについては人蔘を除いて十分

な史料が残されておらず、実態はよくわからない。人蔘はその生産地が北部地方であるため、その検討は省くが、ただ人蔘についてもこの時期と「併合」時とを比べてみると、前者の方が遙かに大きな産額があったことだけを指摘しておこう。[45]

本章では甲午改革以後の南部朝鮮における農業生産の変動を、主要作物ごとに検討してきたのであるが、そこで明らかになったことをまとめると次のようになる。

○甲午改革以後の農業生産の変動の特徴を一言で言えば農業における商品経済化の進展＝社会的分業の発展であり、その底流として農業生産力発展のための努力が展開されていた。しかも、この時期の商業的農業は棉花・煙草・人蔘等の重要な部門で、後の時期よりも進んでいた。

○同じ商業的農業の成長と言っても、作物の種類により様々なタイプがあった。その代表的なものは米の場合の上からのコースと、大豆の場合の下からのコースである。この二つのコースは、前者は全羅北道・忠清南道、後者は慶尚北道を中心として展開されていた。これは後に日本によって商業的農業が解体・再編させられていく際の道ごとの農民層分解のあり方の差異に大きな影響を及ぼすことになる。

○しかしこの時期には二つのコースのどちらかが一方的に進むということはなく、様々な商品化のタイプが併存しながら、農民の階級分化・分解を惹き起こしていた。

○商業的農業の成長に伴い、問屋制家内工業（織布業）や商業資本の生産者支配（米・煙草）が見られた。この現象は梶村氏の主張するような前期的・封建的なものではなく、逆に小商品経済（販売のための生産）が朝鮮においても一般化しつつあったことの何よりの証拠である。[46]

以上であるが、このような農業における商品経済化の進展は、農民の階級・階層によって異なったあらわれ方をしていたことが当然予想される。本章でも商品化の二つのコースとしてその点に若干触れたが、なお農民の階級・階層差という問

題は基本的に捨象されていた。そこで次章では、この問題を導入して、階層ごとの農業経営内容の相違や、商業的農業の担い手等の問題を検討することにより、当時の農業の実態をより立体的に把握しなければならない。

① 日本外務省通商局編『通商彙纂』一九〇四年一一号所収「韓国慶尚道大邱府ノ状況」三六頁。傍点は引用者、以下同じ。

② 姜徳相「李氏朝鮮開港直後に於ける朝日貿易の展開」(『歴史学研究』二六五号所収、一九六二年)、韓沽劤「米穀の国外流出」(『韓国開港期の商業研究』所収、一九七〇年)、金容燮前掲「韓末・日帝下の地主制——事例一：江華金氏家の秋収記を通じて見た地主経営」。

③ 朴文圭「農村社会分化の起点としての土地調査事業に就て」(京城帝国大学法文学会編『朝鮮社会経済史研究』所収、一九三三年)五三六頁参照。

④ 日本農林省農務局編『米穀要覧』に依れば、日本が恒常的な米の輸入国に変わるのは一九〇〇年以後のことである。

⑤ 金容燮同上論文二六頁。

⑥ 『通商彙纂』一九〇四年六八号所収「韓国全羅南北道農業情況」一九～二〇頁参照。

⑦ 三浦菪明『朝鮮肥料全書』(一九一四年)、二九頁。

⑧ 『通商彙纂』一九〇三年改四八号所収「木浦籾搗業状況」二〇頁。

⑨ 一八九八～一九一〇年にかけて発行されていた朝鮮における最初の民間日刊新聞である。本稿での引用はすべて、現在韓国で出版されつつある縮刷版に依った。

⑩ 「某観察某郡主某書記某差人이結錢을都聚하야牟利次로貿穀幾万石을浦口에在在積置하고京市에価貴함을待하야……」

なお同様の事態は光武四年七月六日付の「昌寧民訴」という記事からも窺える。

⑪ 度支部編『財務彙報』一二号(一九〇九)所収、「小作農民経済状況」二八頁。

なお、三成文一郎、有働良夫『韓国土地農産調査報告 慶尚道・全羅道』(一九〇五年)五一二～五頁には、日本商人も同様の試みをしていたことが記載されている。

⑫ 月田藤三郎『韓国ニ於ケル棉作調査』(一九〇四年)六五～六頁。

⑬ 『通商彙纂』一九〇一年一九二号所収「木浦輸出大、小豆ノ前途」二頁。

⑭ 同上一八九五年二二号所収「朝鮮国全羅道巡回復命書」雑ノ部四九頁。

⑮ 姜徳相前掲論文五頁。

⑯ 拙稿「『土地調査事業』の歴史的前提条件の形成」(『朝鮮史研究会論文集』第一二集に掲載予定)において、「併合」当時の各道における米・大豆の商品化指数を推定しているので参照されたい。

⑰ 沢村東平「李朝後期木綿の徴収地域と生産立地」(『経済史研究』二八-二・四所収。一九四二年)

⑱ 『通商彙纂』一九〇五年五〇号所収「韓国全羅道農況」三三頁。

⑲ 同上一九〇四年六八号所収「韓国全羅南北道農業情況」二三頁。

⑳ 月田藤三郎前掲書六四～五頁。

㉑ 徳永勲美『韓国総覧』(一九〇七年)五四九頁。

㉒ 『通商彙纂』一九〇五年三六号所収「木浦ニ於ケル棉花輸出状況」一頁。

なお、月田藤三郎前掲書に依れば、一九〇三年の全南道における実棉産出高は四七〇万貫、うち三分の二強が棉花・綿布の形で他道へ移出されたと推測される(五九～六〇頁)。

㉓ 「併合」時の全南における棉花生産量は一〇〇万貫前後にまで減少している。また木浦からの木綿国内移出高も、一九〇四年の五〇万円から一九〇七年四万円、一九〇八年七万二千円、一九〇九年二万九千円へと激減している（木浦誌編纂委員会編『木浦誌』五二八頁、一九一四年）。

㉔ 紡績糸輸入額の変化は次の通り。

一九〇一年	一、二一七、二七一円		
〇二	一、〇四三、一四八		
〇三	九六四、一七五		
〇四	一、五九一、五六六		
〇五	二、三六一、三六六		
〇六	一、五八三、五〇四		
〇七	二、六七〇、八二九		
〇八	二、〇二六、六四七		
〇九	一、二八八、八二〇		
一〇	一、八〇七、四七〇		

前掲『朝鮮輸移出入品十五年対照表』四六頁に依る。

㉕ 日韓通商協会編『日韓通商協会報告』三一号（一八九八）所収「紡績糸の商況及び需要」四六～七頁。

㉖ 「往時ハ全ク固有ノ手紡糸ノミヲ使用シタレ𪜈一タヒ外国紡績糸ノ輸入開ケテヨリ漸次変化シ近来大抵縦ニ外国紡績糸ヲ用ヒ横ニ自国産手紡手ヲ織込ムノ風倍々行ハル、ニ至レリ彼等ノ言フ所ニ依レハ木綿トシテ織上ケタル一疋ニ就テノ結果ハ自国産手紡糸ノミヲ使用シタル方其賃銀割合ニ多クシテ紡績糸混用ハ幾分カ低額ノ賃銭ニ甘セサルヲ得サレ𪜈是レ唯々時間ノ経済ヲ度外視シタルノ計算ニシテ所謂「数デコナス」主義ノ計算ニヨリタレハ紡績糸ヲ混用スル方大ニ利益ナリト」（『通商彙纂』一九〇〇年一八一号所収「木浦輸入本邦紡績糸」二頁）

㉗ 敞中平氏は、外国製機械綿糸が中国の手織業に与えた影響について「われわれは輸入綿糸の中国農村社会機構に対する作用は、一定の条件のもとでは、単に手紡ぎ糸にとって代るだけでなく、かえって手紡ぎ糸の不足を補って手織業が商品生産をおこなう必要条件となったことに気づくのである」（『中国棉紡織史稿』日本語訳版三五二～三頁）と述べられているが、朝鮮も同様であったと言えよう。

㉘ 「〔手製織布機〕会洞鄭肯朝氏家에織組会社를設하얏더니近日에忠州居李泰鎮氏가織布機를手製上送하얏는데該機는外国製様을概倣하야甚히精巧를더뎌量每日織布가四十尺이라더라」（光武四年一月五日付）

㉙ 「〔織造機新発明〕東廟庫直李仁基氏가織造機를新発明하얏는데甚히精簡便易는지라此를定価六十元에発売하더라」（同二月二〇日付）

㉚ 梶村前掲論文二六四頁。

㉛ 敞中平前掲書三四九～五〇頁。

㉜ 筆者が調査した当時の戸籍の中で、慶南草溪郡南面伯岩里在住の卞という寡婦が、職業は「績」で年雇を八人使用している例がある。これなどは明らかにマニュファクチュア経営である。

㉝ この期の織布業における工場経営の出現については、姜万吉「大韓帝国時期の商工業問題」（『亜細亜研究』五〇号所収、一九七三年）一五七～八頁を参照せよ。

㉞ 例えば東京高等商業学校編『韓国ニ於ケル本邦貨物販路取調報告』（一九〇七年）六五頁を見よ。

㉟ 『通商彙纂』一九〇一年一八九号所収「京仁鉄道全通後ニ於ケル京城商況」二頁。なお同じ史料では、和金巾の取扱いも朝鮮商人に制せられるであろうと述べている（四～五頁）。

㊱ 朴容玉「南草に関する研究――朝鮮王朝後半期における南草の商・農業的発展を中心として――」（歴史教育研究会編『歴史教育』九号所収、一九六六年）

㊲ 日本農商務省農事試験場編『韓国ニ於ケル農業調査』（一九〇六年）一三〇頁。

㊳ 同上書には、全北の煙草作で鶏糞や油粕が肥料として用いられていたことが述べられている（一三六頁）。また龍仁葉として著名な京畿龍仁郡でも「殊ニ煙草ニ対シテハ集約精密ナル作業ヲ施セルヲ見タリ」と言われている（小林戻次郎・中村彦『韓国土地農産調査報告　京畿道・忠清道・江原道』四九一頁、一九〇五年）。

㊴ 『通商彙纂』一九〇二年二二六号所収「韓国群山附近産出煙草」八頁。

㊵ 韓国中央農会編『韓国中央農会報』三－九（一九〇九）所収「煙草の産地と産額」二六頁。

㊶ 臨時財源調査局技師荒井寅治調査『韓国煙草ニ関スル要項』三六～八頁。

㊷ 全錫淡・許宗浩・洪薫裕『朝鮮における資本主義的関係の発生』（一九七〇年）四〇頁（邦訳、在日本朝鮮人科学者協会編『朝鮮学術通報』一九七二年一号、六二～三頁）参照。

㊸ 日本農商務省編『韓国ニ於ケル果樹蔬菜栽培調査』二一頁。

㊹ 『通商彙纂』一九〇五年三七号所収「韓国大邱ニ於ケル最近商況」一頁。

㊺ 一つの指標として、紅蔘の日本・中国への輸出額をとると、一九〇〇年前後には二～六万斤くらいが毎年輸出されていたが（加藤末郎『韓国農業論』一九一～二頁、一九〇四年）、一九一〇年頃には三千斤前後にまで減少している（『朝鮮総督府統計年報明治四四年版』三三六頁）。

㊻ 梶村氏は問屋制家内工業（氏では前貸制）における商業資本の支配を「正常な資本の原始的な蓄積」を阻止乃至は歪曲するものと理解されているが（前掲論文二七一、三三〇頁）、これは理論的に誤っている。小商品生産段階における商業資本の生産者支配の必然性と意義については、レーニン『ロシアにおける資本主義の発展』第五章六「小営業における商業資本」において明確にされている（大月全集版第三巻三六八～三七七頁）。

第二章　商業的農業の担い手たち

金容燮氏は光武年間（一八九七～一九〇七）の量案を根拠として、この時期「経営型富農」が開港前より一層広範に存在していたと主張されているが、①その数的な把握や経営内容については明らかにされていない。この章では、金氏の主張される「経営型富農」なるものは果たして存在していたのか、もし存在していたとすればどの程度存在しており、また彼らの農業経営は他の農民層と比較してどういう点で異なっていたのか、等の問題を検討してみることにしよう。

一九〇〇年前後における土地所有・経営の分化の全体的状況がわかる史料はない。そこでかなり後の時期のものになる

第二表　1913年現在所有面積別経営面積別農家戸数

		50町歩～	10町歩～	5町歩～	3町歩～	1町歩～	0.5町歩～	0.5町歩未満	0	計
所有面積別	戸	1,899	21,402	50,808	98,888	432,774	427,438	756,600	709,267	2,499,076
	%	0.1	0.9	2.0	4.0	17.3	17.1	30.3	28.3	100
経営面積別	戸	41,552			141,941	753,163	696,871	865,549	—	2,499,076
	%	1.7			5.7	30.1	27.9	34.6	—	100

〔出典〕小早川九郎編著『朝鮮農業発達史発達篇』p. 66, 73より作成。
〔備考〕原表には無土地所有農家戸数709,267戸は書かれていないが，本表では経営面積別の農家総戸数と所有面積別の農家総戸数の差を計算して上の数字を得た。従って土地は所有していても農業経営は全く行なっていない層の存在は無視されている。

が、一九一三年の数字をみてみよう。

第二表で注目されるのは、土地所有の分化と土地経営の分化にかなりのズレがあることである。即ち、土地所有においては一町歩未満の土地しか所有していない層と全く土地を持っていない層が農家戸数の実に七五・七%を占めているのに、土地経営においては一町歩未満の農家が全体の六二・五%と、大分少なくなっている。逆に一～五町歩の項は、所有の面では全体の二一・三%であるのに対し、経営の面では全体の三五・八%を占めている。農家戸数で見てみると、一町歩未満を経営する農家戸数は一町歩未満を所有している農家戸数よりも約三八万戸多く、同じく一～五町歩では約三六万戸多くなっている。従って所有規模は小さくても、他人の土地を小作することによって、より大きい経営面積を確保している層が膨大に存在していたことがわかる。しかし同じように小作によって所有面積以上の経営面積を確保しているからと言って、経営面積が一町歩以上の層と以下の層とでは、小作の意義も自ら異なっていることは明らかであろう。即ち、後者においては自己の生活維持を至上目的とした小作であるのに対し、前者の小作の目的は営利にある場合が多分に予想されるのである。そこで以下の叙述においては、一～五町歩のかなり広い土地を経営している自小作層に焦点をあてて、筆を進めていくことにしたい。

第一節　自小作上農層の分布状況

温陽郡温泉里李致三ハ村ニテ所在（村長）ヲモ務メ上等農家ノ部ニ属スルモノニシテ農業ノ傍ニ飲食店ヲモ営メリ家族父子二夫婦ニ孫女年十歳ノモノ一人雇人男一名都合六名ニシテ家ニ農牛一頭ヲ飼養セリ耕作スル水田ハ温陽邑ニ住スル李進士ト前判書閔泳韶

ノ持地合セテ三町余ヲ賭地法ニ因リテ耕作シ外ニ自己所有ノ畑四反五畝歩ヲ自耕セリ……第一ノ例（李致三を指す――引用者）ニ入ルベキ家族ハ三四十戸中ニ僅ニ一戸ヲ見ルベク……②

而シテ小作人ハ我国ノ如ク貧農ノミナラス十分ノ資本ヲ有シ比較的広大ナル土地ヲ借受ケ多クノ労働者ヲ雇入レ以テ農業ヲ経営スル者アリ此ノ如キハ一種ノ借地農ニシテ小作人ト称スルハ稍々穏当ヲ欠クノ嫌ナキニアラス是レ忠清南道ノ平担地ニ於テ間々行ハルル③

これら二つの史料でも分かるように、当時の日本人にとって自小作（乃至は小作）上農層は注目すべき存在であった。前者の史料によれば一八九五年当時、忠清道温陽郡では李致三のような自小作上農層は三、四〇戸に一戸、即ち全体の二～三％くらい存在していたと言うのであるが、他の地方ではどうであったろうか。自小作上農層を数的に把握しうる第一次史料は金氏が利用されている当時の量案であるが、それは日本では見ることができない④し、韓国でも現在までに発見されているのは極く限られた地方のものだけである。そこで本稿では、日本で利用することができる当時の戸籍台帳によってこの課題に接近することにした。甲午改革以後の戸籍台帳を利用した研究は筆者の知る限りでは全く行なわれていないので、簡単に史料について説明しておこう。本稿で利用したのは、京都大学文学部人文地理研究室所蔵の一六五冊と、京都大学附属図書館蔵の一冊、計一六六冊の戸籍台帳のうち、漢城府（今のソウル）を除く中南部朝鮮関係の三二冊である。⑤一六六冊の中には建陽年間（一八九六～七）のものもあるが、大部分は光武年間の後半のものであり、この戸籍台帳が作成される経過については『皇城新聞』の光武三年四月一二日付の次の記事が注目される。

〔更考版籍〕先だって内部の叛籍局に各署の警務官をすべて集めて戸口調査の新しい規則を討議・決定したが、（その内容は）各署管内の家屋の新しく建てられたもの、つぶれたもの、とりこわされたものと、外国人が買った家、及び人口と借家・持家の別、居候と雇い人の数をいちいち調査・訂正する一方、統表は法律に依り別に冊をつくり、坊や洞の名と統戸の順序をはっきりと註記し、冊子編成時に号数をはっきりと残さず記入して、門札を（つけることを）いちい

ち厳しく申しつけよとのことである。[6]

戸籍台帳の形式とこの記事とを比較してみるとほぼ完全に一致しており、これらの戸籍台帳が甲午改革以後の諸改革の一環として行なわれた戸口調査によって作成されたものと考えて間違いなさそうである。[7]

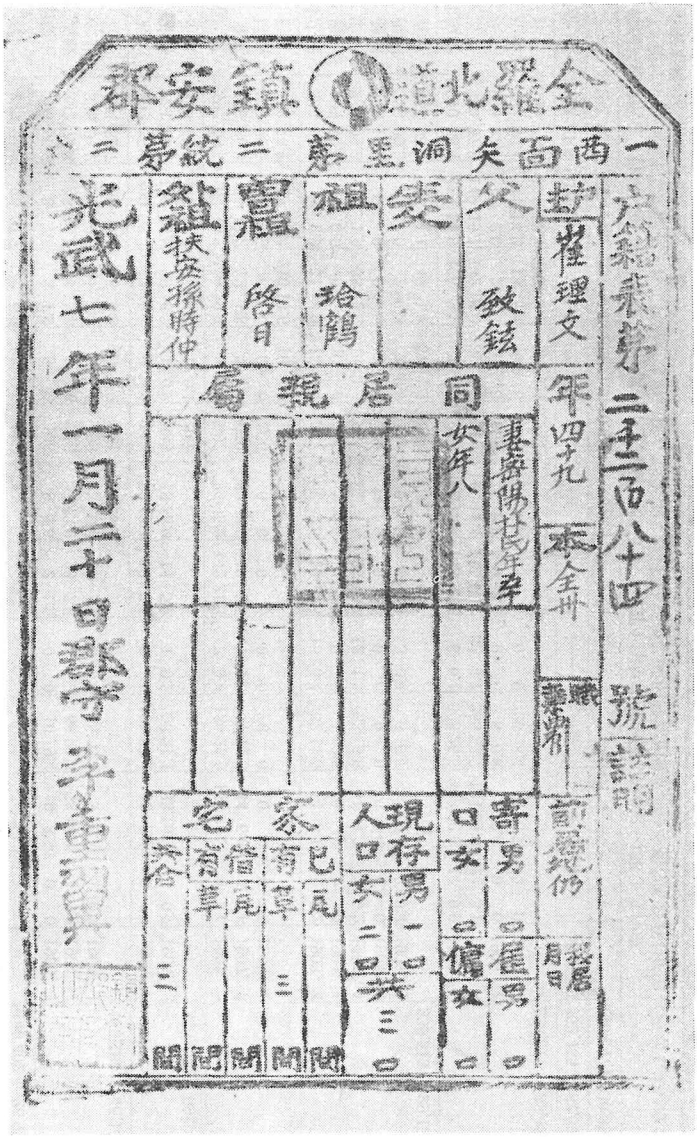

第三表　モスム（年雇）雇傭状況

戸籍番号	道名郡名	(1)モスム数別農家戸数					(2)営利目的でモスムを雇傭する農家				(3)同男子に限る		調査	(4)1930年現在モスム雇傭状況		
		0人	1人	2人	3人以上	計	1人	2人	3人以上	計	1人	2人以上	年月	総戸数(A)	モスム雇傭農家(B)	B/A
		戸 %	戸 %	戸 %	戸 %	戸	戸 %	戸 %	戸 %	戸 %	戸 %	戸 %	年月	戸	戸	%
1	忠北清州	35 34.7	48 47.5	18 17.8	0 0	101	41 40.6	13 12.9	0 0	54 53.5	44 43.6	1 1.0	1904.			
*2	〃 報恩	205 86.9	25 10.6	4 1.7	2 0.8	236	14 5.9	3 1.3	0 0	17 7.2	17 7.2	0 0	1897. 3			
	小計	240 71.2	73 21.7	22 6.5	2 0.6	337								140,402	26,987	19.2
8	忠南瑞山	96 90.6	8 7.5	2 1.9	0 0	106	8 7.5	2 1.9	0 0	10 9.4	9 8.5	0 0	1906. 1			
9	〃 燕岐	232 73.4	48 15.2	31 9.8	5 1.6	316	41 13.0	23 7.3	4 1.3	68 21.6	58 18.4	4 1.3	1904. 1			
*10	〃 公州	376 94.2	3 0.8	15 3.8	5 1.3	399	3 0.8	10 2.5	2 0.5	15 3.8	9 2.3	1 0.3	1904. 1			
	小計	704 85.7	59 7.2	48 5.8	10 1.2	821								185,195	46,159	24.9
60	慶北尚州	202 39.3	300 58.4	12 2.3	0 0	514	93 18.1	12 2.3	0 0	105 20.4	46 8.9	0 0	1905. 1			
*61	〃 漆谷	261 60.3	142 32.8	29 6.7	1 0.2	433	78 18.0	14 3.2	1 0.2	93 21.4	83 19.2	3 0.7	1905. 2			
	小計	463 48.9	442 46.7	41 4.3	1 0.1	947								355,173	69,543	19.6
63・64	慶南居昌	397 59.5	69 10.3	198 29.7	3 0.4	667	35 5.2	142 21.3	3 0.4	180 26.9	168 25.2	4 0.6	1903. 2			
65・66	〃 草溪	576 86.0	75 11.2	12 1.8	7 1.0	670	60 9.0	10 1.5	7 1.0	77 11.5	44 6.6	11 1.6	1907. 3			
67	〃 巨済	205 99.5	1 0.5	0 0	0 0	206	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	1903. 1			
	小計	1,178 76.3	145 9.4	210 13.6	10 0.6	1,543								293,417	57,252	19.5
81	京畿広州	243 87.7	8 2.9	11 4.0	15 5.4	277	7 2.5	10 3.6	15 5.4	32 11.5	14 5.1	9 3.2	1903. 4			
82・83	〃 豊徳	209 99.5	1 0.5	0 0	0 0	210	1 0.5	0 0	0 0	1 0.5	0 0	0 0	1904. 1			
86・87	〃 龍仁	887 93.3	18 1.9	33 3.5	13 1.4	951	15 1.6	26 2.7	12 1.3	53 5.6	41 4.3	2 0.2	1905. 1			
88	〃 漣州	402 100	0 0	0 0	0 0	402	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	1904. 1			
89～91	〃 揚州	726 99.3	0 0	2 0.3	3 0.4	731	0 0	2 0.3	3 0.4	5 0.7	2 0.3	3 0.4	1903. 1			
	小計	2,467 96.0	27 1.1	46 1.8	31 1.2	2,571								239,515	29,134	12.2
92～97	全北鎮安	1,310 68.4	419 21.9	175 9.1	12 0.6	1,916	352 18.4	148 7.7	8 0.4	508 26.5	433 22.6	17 0.9	1903. 1			
98～100	〃 茂朱	450 57.8	149 19.1	142 18.2	38 4.9	779	112 14.4	111 14.2	32 4.1	255 32.7	194 24.9	24 3.1	1905.			
*101	〃 扶安	595 97.7	12 2.0	2 0.3	0 0	609	5 0.8	0 0	0 0	5 0.8	5 0.8	0 0	1905. 1			
*103	〃 珍山	193 80.4	34 14.2	13 5.4	0 0	240	15 6.3	5 2.1	0 0	20 8.4	16 6.7	0 0	1905. 1			
	小計	2,548 71.9	614 17.3	332 9.4	50 1.4	3,544								228,317	38,421	16.8
別	全南光州	592 81.5	125 17.2	7 1.0	2 0.3	726	——	——	——	——	——	——	1900. 3	362,455	62,838	17.3
計		8,192 78.1	1,485 14.2	706 6.7	106 1.0	10,489								1,804,474	330,334	18.3

〔出典〕　韓国戸籍成冊より作成。4）は『朝鮮ノ小作慣行下』続編 p. 89 及び『朝鮮小作年報第一輯』p. 149～158 より作成。
〔備考〕　○＊印は年令が戸主しか記載されていないもの。従って2）3）では戸主以外に成年男子労働者がいる場合も営利目的とはみなしていない。
全南光州の戸籍は年令が全て不明。

さて、本稿では戸籍に記載されている「雇傭」という項に注目したいが、ここで言う雇傭とはどういう性格のものであろうか。雇傭人口が現存人口に計算されていることから見て、日雇いのような臨時的なものではなく、少なくとも年雇乃至はそれ以上の長期間継続して雇われている者を表わしていることは確かである。当時このような長期に亙る家族以外の労働力として、親族に頼る場合もあったが、それは戸籍では「寄口」として表わされていると思われる。従ってここでの雇傭というのは、一年以上の長期間雇われている者、所謂モスム（作男と訳される）であり、しかも親族以外のモスムであると判断してよかろう。[8]

以上のことを前提とした上で、雇傭労働者の分布状況を検討していこう。筆者の利用した戸籍台帳は中南部七道の全てのものが含まれ、総戸数は一〇、四八九戸、当時の七道全戸数の約一・二%にあたる。[9] 第三—(1)表によると、モスムを雇傭している農家戸数は京畿道を除いて、全農家戸数の一〇%以上を占めていることがわかる。郡ごとに見ても三南地方では忠南の瑞山・公州、全北の扶安の三郡を除く全ての郡で一〇%以上である（慶南の巨済郡は郡全体が島で特殊な例なので、ここでは考察の対象から除外する）。モスムを雇う農家は三南地方では広範に存在していたのである。更にここで強調しておきたいのは、当時のモスムの雇傭率が後の植民地時代のそれよりも概して高かったということである。一九三〇年のモスム雇傭率と光武年間のを比べてみると、京畿道と忠南道以外の五道では何れも後者の割合の方が高くなっている（第三—(4)表）。植民地時代の朝鮮農業と日本農業とを比較した場合、朝鮮の方が雇傭労働の役割が高かったことは、沢村東平氏の研究に明らかであるが、[10]「併合」以前の方が一層雇傭割合が高かったのである。[11] このように農業において雇傭労働力の占める比重が大きかったのは、後述するような農業生産力水準の問題とも関連してこの期の農民層分解を特徴づけるものであった。

ところで、モスムの広範な存在という事実からだけでは、ここでの課題である自小作上農層の分布の程度はまだ明らかにならない。そのためには、モスムを雇傭していた層がどういう階層であり、その目的は何であったのかを明らかにしな

ければならない。まず雇傭主の階層を検討してみよう。雇傭主として考えられるのは第一に地主である。地主は自家の奉公人として、或いは所有地の一部を自家耕作している者はその労働力として、或いは広い面積の土地を小作に出している者はその小作地の管理・監督人として、モスムを雇傭していたであろう。しかし当時、地主の全農家戸数に占める割合はせいぜい二%内外であり、三南の六道では仮りに全ての地主がモスムを雇傭していたとしても、地主以外の者による雇傭の方が遙かに割合が高かったと見なければならない。また、零細農民にとってはモスム雇傭は負担が大きすぎたであろうから、地主以外の上農層（＝自小作上農層）が雇傭主の主な部分を占めていたと推察しうるのである。

では、彼らがモスムを雇傭する目的は何であったろうか。地主以外の者がモスムを雇傭する目的としては次の二つが考えられよう。一つは絶対的に不足している労働力を補うため（例えば一家のうちに成年男子労働者がいないとか、一家の主な働き手が病気であるとかの場合）であり、もう一つは営利目的のためである。

そこで今、一応一五～四五歳の成年男子労働者[12]が一人以上いて、なおかつモスムを雇傭している戸数を抽出すると、第三―(2)表が得られる。この表で特徴的なのは、前の第三―(1)表に比べてかなり明確な規則性が見てとれることである。即ち、第三―(1)表では雇傭戸数の割合が郡・道ごとに非常にまちまちであったのに、第三―(2)表では忠北の清州を除いて、大きく三つのグループに分類しうることがわかるであろう。（このことは逆に言えば、モスム雇傭の意義を明らかにするためには、営利目的か否かを規準としなければならないことを意味するものであろう）

第一のグループは、営利目的でモスムを雇傭している農家戸数の割合が二〇～三〇%ともっとも高いグループであり、忠南の燕岐、慶北の尚州・漆谷、慶南の居昌、全北の鎮安・茂朱の六郡がこれに含まれる。第三―(2)表から更に女子のモスムを除いて男子のモスムを雇傭している農家だけを抽出した第三―(3)表でも、このグループは尚州を除いてはやはり最高水準にある（つまり女子のモスムは稀である）。従って、第一のグループにおいて、営利を目的とした自小作上農層によるモスム雇傭がもっとも盛んであったと言うことができる。第二のグループでは営利目的のモスム雇傭農家が一〇%前

後を占めている。忠南の瑞山、慶南の草溪、京畿の広州、全北の珍山等であり、全南の光州や忠北の報恩もこのグループと見做してよかろう。これらの地方では、地主層によるモスム雇傭と自小作上農層によるモスム雇傭とがほぼ拮抗状態にあったと思われる。女子のモスムの占める割合は第一グループよりもやや高い。第三グループは営利目的のモスム雇傭が殆んど見られない地方で、京畿の豊徳・漣川・揚州をはじめ忠南の公州、全北の扶安が含まれる。京畿の龍仁は第二グループと第三グループの中間に位置している。

以上のことから、営利を目的としてモスムを雇傭している自小作上農層は第一グループでは全農家戸数の一〇％以上を占め、第二グループでは五％前後を占めていると判断して間違いなかろう。本節の最初に引用した忠南温陽郡の例は第二グループに属するものと思われる。筆者の計算した一九一〇年頃の各郡の土地生産性・労働生産性と、[13] ここで明らかにしたモスム雇傭割合とを比較してみると、第一グループの各郡は第二・三グループよりも何れも土地生産性が高くなっている。この傾向が全般的なものであったか否かは例も少なくてよくわからないが、モスム雇傭割合の高い地方が労働力を多投することによって高い土地生産性を維持していたであろうことは、十分に予想しうる。

ところで、本来ならば雇われる側のモスムについても検討しなければならないが、この点に関しては戸籍からだけでは何とも検討の仕様がない。ただ一つ戸籍から言えるのは、中南部の七道ではモスムを雇傭する農家が広範に存在していたのに対し、北部六道ではモスム雇傭が殆んど見られないことである。[14] 北部地方は三南に比べると農業生産では後進地帯に属するが、それでもこの時期に商業的農業や、雇傭労働を導入した農業経営が全く行なわれていなかったとは考えられない。にもかかわらずモスム雇傭が殆んど見られないということは、土地から切離されてモスムにならざるをえない層がまだあまり存在しておらず、農民の階級分化の進展度が低かったからではないだろうか。逆に言えば、モスム雇傭が広範に行なわれていた南部地方では農民の階級分化がそれだけ進んでおり、純小作農や農業労働者がモスムの供給源になっていたのであろう。

第四表　農家経営内容

(1)家族・土地所有状況

		①京畿水原		②京畿ソウル		③全南光州		④全南海南	
		A）上農	B）下農	A）上農	B）下農	A）上農	B）下農	A）上農	B）下農
家族数		人 8	4	8	5	7	6	8	5
うち労働人口		4	2	1	2	2	2	1	3
常雇労働者数		1	0	0	0	1	1	2	0
所有地	畓	町 反 6	0	町 17	0	町 反 1. 5	反 畝 4. 6	町 反 畝 1. 0. 5	反 畝 0
	田	8	0	0	0	畝 2. 7	1. 4	1. 1.	2. 4
	計	1. 4	0	17	0	1. 7. 7	6. 0	2. 1. 5	2. 4
耕作地	畓	2. 0	反 6	町 0	反 0	1	4. 6	1. 0. 5	0
	田	8	1	5	5	2. 7	1. 4	1. 1	4. 9
	計	2. 8	7	5	5	1. 2. 7	6. 0	2. 1. 5	4. 9

(2)階層別経営内容

		②A，⑦A 地主・自作		③A，④A，⑥A 自作・地主		①A，⑤A 自小作上農		①～⑦B 貧農	
収入内訳	米	760.25円	63.0%	170.833	47.0	169.7	49.5	27.597	23.2
	麦	81.035	6.7	36.633	10.1	29.55	8.6	9.452	7.9
	豆	8.76	0.7	7.833	2.2	25.464	7.4	3.466	2.9
	雑穀	53.10	4.4	2.0	0.6	0.32	0.1	2.009	1.7
	特用作物	129.4	10.7	34.263	9.4	27.31	8.0	16.629	14.0
	農用動物	26.38	2.2	35.52	9.8	6.8	2.0	5.499	4.6
	副業収入	0	0	0	0	8	2.3	1.143	1.0
	貸付	147	12.2	39.253	10.8	0	0	0	0
	労賃	0	0	0.533	0.1	2.5	0.7	36.747	30.9
	雑収入	0	0	36.613	10.1	73	21.3	16.357	13.8
収入計		1205.925		363.481		342.644		118.899	
支出内訳	租税公課	19.48	2.4	22.871	6.5	7.115	2.2	3.122	2.5
	家計仕向	527.746	64.4	236.887	67.8	224.769	71.0	102.883	83.1
	生産的出費	272.637	33.3	89.853	25.7	84.56	26.7	17.868	14.4
	肥料	98	12.0	18.333	5.2	5.925	1.9	4.914	4.0
	労賃	80.625	9.8	50.993	14.6	55.0	17.4	5.166	4.2
	飼料	73.875	9.0	11.61	3.3	9.9	3.1	1.729	1.4
	農具修理	3.8	0.5	1.333	0.4	4.0	1.3	1.114	0.9
支出計		819.863		349.611		316.444		123.873	
差引		386.062		13.87		26.2		−4.974	

〔出典〕『韓国中央農会報』4—2，4，5所収「韓農家経済状態調査」，及び『朝鮮農会報』5—1，2，6—3，7—11所収「朝鮮農家経済状態調査」により作成。

⑤忠南公州		⑥慶南晋州		⑦全北全州		⑧慶北
A）上農	B）下農	A）上農	B）下農	A）上農	B）下農	平　均
9	4	8	4	11	4	8
3	4	2	2	3	4	2.5
4	0	2	0	4	0	1
町 反	反 畝	町 反	反 畝	町 反 畝	反 畝	町 反 畝
2. 4	0	2. 8	0. 8	21. 5	0	6. 1
6	2. 6	6	0	6. 6	1. 6	5. 1
3. 0	2. 6	3. 4	0. 8	22. 1. 6	1. 6	1. 1. 2
2. 5	4	1. 6	4. 8	1.	5	8. 1
6	2. 8	6	4	6. 6	2. 2	1. 2. 6
3. 1	6. 8	2. 2	8. 8	1. 6. 6	7. 2	2. 0. 7

第二節　自小作上農層の経営事例分析

前節の戸籍台帳の検討により、甲午改革以後の南部諸道では、常雇労働者を雇って農業経営を行なっている自小作上農層が広範に存在していたことが明らかになった。そこで本節では、彼らの経営内容を他の階層のそれと比較して分析し、彼らが当時の農業生産において果たしていた役割を明らかにしたい。ただこの頃の農民の経営内容がわかる史料は、日本に現存しないので、[15] 次善の策として「併合」時の史料を用いざるをえないが、当時の自小作上農層の経営は日本の諸政策により大きな打撃を受けていたことを、念頭においておかねばならない。

『韓国中央農会報』『朝鮮農会報』に掲載された個別経営事例をまとめたのが第四表である。これら一五例の中で厳密な意味で自小作上農と言えるのは、①A、⑤A、⑧の三例であり、④Aは自作上農、③A、⑥Aは所有地の一部を小作させているが自営面積の方が大きい上農である。③A、④A、⑥Aの三例は或いは甲午改革直後の時期には自小作上農的な経営内容であったかも知れない。地主と言えるのは②Aと⑦Aの二例にすぎず、しかも②Aは五町歩という広い面積を自家耕作しているので、地主的な側面と富農的な側面の両方を持合わせているような存在である。これら八つの上農層の農業経営のあり方から判断しても、「併合」当時は地主制は未確立であり、自小作上農や手作地主も広く存在していたものと思われる。特に⑧は一つの農家の例ではなく、慶北管内の二二の金融組合の調査を平均した数字であり、慶北においては「併合」時も自小作上農が広範に存在していたことを窺わせる。[16]

次に、一五例のうち収入・支出内容が詳しくわかる一四例の経営事例を、階層ごとに分類し、平均すると第四―(2)表が得られる。第一グループは地主自作（二戸）、第二グループは自作地主[17]（三戸）、第三グループは自小作上農（二戸）、第四グループは貧農（七戸）である。

まず収入内容から検討してみよう。第一グループでは米の収入が全収入の三分の二近くを占め、他の三グループより遙かに高い割合を示している。これは小作料の殆んどが籾で支払われるためであり、逆に小作料を支払う立場にある第四グループでは米作収入の割合が極端に低くなっている。今、米の取得量（A）から自家消費分と翌年度の播種用の分を差引き、残りの部分（B）が商品化されるものと仮定して、各グループの米の商品化指数（$B/A \times 100$）を求めてみよう。すると、第一グループの指数は、七一・九で取得米の大部分が商品化されており、第二グループの五八・八、第三グループの四二・二を大きく上回っている。それに反して、第四グループでは指数がマイナス四・七となり、若干量ではあるが米を購買しなければならなかったのである（尤もこれは七戸の平均指数であり、一戸単位では余剰米を販売する例や、大部分を購入する例があることは言うまでもない）[18]。ここにこそ、後述するような米価騰貴を廻る地主・上農層と貧農層との鋭い対立の経済的基礎があったと言えよう。

豆類の収入は第三グループにおいて比較的高い割合を占めているが、第一・二グループでは重要な役割を果たしていない。米とは対照的に、大豆の商品化の担い手が自小作上農層にあったことを示すと思われるが、尤も大豆作の中心地であった慶北が一四例の中には含まれていないので、この点については明確なことは言えない。特用作物収入は各グループともほぼ似た数値を示している。特用作物の中では蔬菜の比重が極めて大きく、各グループとも特用作物収入の半ば以上を占めている。第四グループの収入の中で特用作物の割合が他のグループより大きいのは、耕作面積の零細さを収益性の高い特用作物の栽培によってカバーしようとする努力のあらわれと見ることができる。

貸付による収入は第一グループでは米収入に次ぐ地位を占めており、地主としての高利貸的・寄生的性格をよく表わし

ている。第二グループと第三グループはほぼ同様の収入構成であるが、貸付収入の点でのみ大きく異なっており、第二グループが地主と自小作上農の中間的な性格を持っていることがわかる。貸付の内容では現金貸付と共に、牛の貸付による収入が多いが、これは当時の朝鮮農業では牛耕が必須不可欠の作業であったこと、にもかかわらず牛価の高騰等のため牛を持たない農民が多かったこと、[19]に由るものである。第四グループにおいて労賃収入が最大の収入源となっていることは、前節のモスム雇傭に典型的に見られたような農村における賃労働の広範な存在を裏付けるものであり、モスムが主としてこの層から供給されたと見て間違いなかろう。

次に支出構成を検討してみると、第一～三グループと第四グループで生産的出費の割合が異なっていることが何よりも注目される。第四グループの貧農層では家計仕向けに殆んどが支出されるため、生産的出費は出来るだけ切詰められているのであろう。第一～三グループの生産的出費の内訳を見ると、第二・三グループでは労賃がもっとも高い割合を占め、第一グループでは肥料がもっとも割合が高くなっている。尤も第一グループの中でも肥料・飼料の支出の大部分は五町歩を自家耕作している②Aによるものなので、これを除けば第一グループでも労賃が圧倒的割合を占めることになる。なお第四グループにおいても労賃への支出があるが、これは農繁期における止むを得ざる出費であり、従って相対的に高い賃金を支払ってのものである。これに反して、第一～三グループでは若干名の常雇（＝モスム）＋農繁期における日雇いへの出費であって、第四グループに比して効率の良い労賃支出であったと言えよう。

肥料への支出が全般的に少ないのは自家肥料によって大部分が賄われ、金肥の使用がまだ一般的でなかったことを示している。また農具修理についても各グループとも殆んど同じ位の出費しかしておらず、階層によって用いられていた農具に質的な差異はなかったと思われる。

こうした各グループの生産的出費の構成から当時の農業生産力発展の特質を考えてみると、上農層の貧農層に対する生産力的優位性は、労働用具の優秀さや金肥の導入等によるものではなく、主として労働力の多投とその合理的配分により

実現されていた、との結論が得られよう。[20] このような当時の生産力発展の特徴をよく表わしているものが、コジ（雇只）と呼ばれる独特の雇傭関係である。コジというのは「小作地又自作地ノ一部若ハ全部ニ付予メ契約ニ依リ其ノ耕作上ノ一作業又ハ数種作業ヲ一括シテ他ノ個人或ハ団体員ニ請負ハシメ耕作スル[21]」制度のことである。そして個人で請負うのは稀で、殆んどは二～四〇人が一グループとなり「統首」という代表者をたてて請負う点が、普通の日雇いやモスム雇傭と著しく異なっている。コジの契約は年末から三月頃、即ち貧農層の経済状況がもっとも悪い時期に行なわれ、これによって雇傭主は賃金が上昇する田植や夏の除草時に必要な労働力を安定的に確保しうるのである。久間健一氏の研究に依れば、二斗落の土地の挿秧作業を行なうのに要する労働時間と賃金は、普通労働者の場合は一五・四時間、一四六・三銭であるのに対し、コジの場合は一三・三時間、一三九・五銭を要するだけである。[22] ここにこそコジ制度の経済的意義があった。コジの発生は一七・八世紀にまで遡るが、盛んに行なわれるようになったのは甲午以後のことであると推測される。[23] 即ち、甲午改革以後の商業的農業の発展・農民層分解の本格化により、李朝末期まで一般的であった共同労働組織がそのまま搾取関係へと否定的に転化して、このような独特の制度が盛行したのであろう。

さて、以上のような四つのグループの経営事例分析をまとめてみると、次の諸点が確認できる。第一に、自小作上農層がもっとも多面的な経営を行なっており、従って農産物の商品化も多様な作物に亙っているのに対し、地主自作層では米作と貸付収入の割合が高く、彼らの貧農層への寄生性をあらわしていること。自作地主層は、一九〇五年以後の日本による農業構造再編政策の下で地主的性格を強めつつあった過渡的存在である。

第二に明らかなことは、貧農層における労賃収入の高さ、それに対応した上農層における労賃支出の高さから判断して、当時の農村において進行していたのがまさに農民層の分解であったこと、これである。そして、前節のモスム雇傭主の分析を考慮に入れると、一～三人程度のモスムと農繁期における日雇を導入して商業的農業を営んでいた自小作上農層＝富農層[24]の広範な存在こそ、当時の農民層分解の特徴的な姿であった。

しかし第三に明らかなのは、これら自小作上農層の貧農層に対する生産力的優位が主として労働力利用によるものであり、地力利用＝維持方式としては両者の間に質的差異がなかったことである。この点は彼らの経営の致命的弱点であり、後に日本の諸政策によって彼らの両極分解が進められていく際の重要な要因となるのである。

第三節　自小作上農層成長の要因

最後に、甲午改革以後の自小作上農層の成長を可能にした重要な要因であったと思われる「賭地法」について、簡単に述べておこう。一八世紀以降新たに出現してくる「賭地法」と呼ばれる土地慣行を農民的土地所有の成長という観点から捉え、その歴史的意義を明らかにしたのは、許宗浩氏の画期的労作『朝鮮封建末期の小作制研究』[26]第三章「賭地法、永代小作と土地転貸制の発生・発展」であった。許氏の論旨は次の通りである。

(一)　賭地法は並作制の発展を前提として、土地所有権が直接的隷属関係を抜け出して経済的関係に移り始めた時期に発生した。賭地の最も早い記録としては一七世紀後半の『新補受教輯録』の退賭地規定があるが、普遍化されるのは一八世紀末からであり、一九世紀に入って初めてその新たな面貌が明らかになる。

(二)　賭地法発生の原因は、開墾や水利開発の際に小作人が労働力乃至は資金を提供したことによるものがもっとも多く、後には地主が営利目的で普通の小作地に賭地権を設定し、それを売却することによっても発生した。従って賭地権は小作人の財産権であり、賭地法の第一の特徴である土地使用権の小作人による私有化もこれに由来する。

(三)　賭地法の第二の特徴は、一部の例外を除き比較的低率の定額地代制が採られたことである。

(四)　第三の、もっとも注目される特徴は、賭地権を地主の承諾なしに第三者に自由に転貸しうることである。この賭地権を第三者に転貸する者を中畓主と言い、中畓主は転借人からは一般小作並みの小作料（中支定）を受け取り、地主にはそれより少額の小作料（元支定）を支払って、両者の差を自己の所得とした。このような中畓主は全国でかなりの数が存在していたと思われるが、彼らは雇傭労働を採用して自らが直接賭地経営を行なうことはなく、基本的に封建的性

格から抜け出ていない。

李朝末期における農民的土地所有は、このような賭地法の形式を通じて前進しつつあったが、それが中賭地のような土地所有の重層化を生み出すだけでは、李朝封建制の土地所有体系そのものの解体をもたらすものではなかった。ところが前二節で明らかにしたように、甲午以後の時期になると事態はまったく異なった様相を帯びてくる。許氏によれば、開港前の哲宗朝までは賭地価格（＝土地使用権価格）は地価の二〇％前後であったのに、開港後の高宗朝になると地価の二～三％にまで低下しており、㉘このような現象を利用して自小作上農層は賭地権を自己の手に集中しつつあったと思われる。

ここで問題となるのは、賭地価格の地価に比しての相対的低下の原因であるが、その経済的メカニズムについてはよく分からない。ただ確実に言えることは、賭地価格の相対的低下をもたらした最大の要因は、賭地法を消滅させようとする地主層と対決して、耕作権を守り発展させようとした農民たちの闘争であった、ということである。そこで次に、自小作上農層の成長により当時の農村における階級関係にはどのような変動が起こっており、それが農民の具体的な行動としてはいかなる形で現われていたかを、章を改めて考察してみよう。

① 前掲「光武年間の量田事業に関する一研究」二〇一頁。

② 『通商彙纂』一八九五年二〇号雑ノ部所収「朝鮮国忠清道地方巡回復命書」一〇、一三頁。

③ 前掲『韓国土地農産調査報告　京畿道・忠清道・江原道』四九一頁。

④ 京都大学の河合文庫には『新川里大帳』と名付けられた量案が一冊所蔵されているが、年代は開港前のものである。

⑤ これらの戸籍がなぜ京都大学に所蔵されているのかについては、現在のところよくわからない。しかしこの問題は非常に重要であると思うので今後の課題としたい。

⑥ 「〔更考版籍〕日前内部叛籍局에서各署警務官을齊会ㅎ고戸口調査新規를爛商妥定ㅎ얏스ᄃᆡ各署管内家戸之新建과類圧과毀撤과外国人買家与人口와借戸寄戸寄口傭口를這這査正ㅎ며統表ᄂᆞᆫ章程을依ㅎ야另具修呈ㅎ며坊契洞号와統戸次序를分明注録ㅎ며冊子編成時에号数를分明塡書ㅎ며門牌를這這申飭ㅎ라ㅎ얏다더라」

⑦ この戸口調査が完全に正確であったとは言えない。『皇城新聞』光武四年七月二七日付「戸口作奸」という記事にも、郡の書記が人数を増やすために虚名を記載したり、寄口や雇傭を偽って記載したりする例が書かれている。しかしこういう例はあるにせよ、当時の家族構成の概要を示す史料であることには間違いない。

⑧ モスムという概念には、地主の土地管理人として独立した生計を営んでいる者も含まれているが、本稿ではより狭い意味でモスムという言葉を使っている。なお、この点は安秉珍氏の御教示に依る。

⑨ 一九〇一年現在の七道の総戸数は八八八、三五七戸となっている（『皇城新聞』光武六年一月二四日付「戸口統計」に依る）。

⑩ 「朝鮮農業の労力組成」（協調会編『社会政策時報』二〇八号所収、一九三八年）。日本においては一九二〇年現在で定雇労働者を雇傭する農家は、全農家戸数の四・一八三％に過ぎない（日本農商務省農務局編「本邦農業ノ概況及農業労働者ニ関スル調査」『日本農業発達史』第六巻所収、七八三頁）。

⑪ 「併合」以前と以後で、農業における雇傭労働の役割や形態がどういう要因により、どのように変化するのかは、農民層分解の特徴を把握する上で重要な課題であろう。

⑫ 一五～四五歳を成年男子労働者とするのには明確な根拠がないが、ただ当時行なわれていたツレと呼ばれる共同労働組織等では一五歳以上を一人前と見做したようである。

⑬ 前掲拙稿参照。

⑭ 例えば建陽二年の平安南道順川郡の四つの面の戸籍では、六六三戸のうちモスムを雇傭しているのは一〇戸、光武九年黄海道瑞津郡の二面では七八九戸中三一戸、建陽二年咸鏡南道永興郡の二面では八九四戸中九戸となっている。

⑮ 農家の個別経営の実態を明らかにするためには、朝鮮にはまだ多く残されているであろう「秋収記」のような文書類を分析しなければならない。「秋収記」を利用した本格的研究としてはまだ金容燮氏のものしか発表されていないが、今後朝鮮における史料発掘・研究の進展が切に期待される。

⑯ 前章で述べたように慶北は大豆の商品化がもっとも盛んな地域であった。大豆の商品化が広範な農民層によって担われたことと、慶北における自小作上農の広範な存在とは、密接な関係があるように思われる。

⑰ 地主自作と自作地主の区別は、所有面積のうちの多くの部分を小作させ、残り一部分を自家耕作している者を前者とし、逆の者を後者とした。

⑱ 一九三〇年代における階層ごとの米の商品化率は地主九七・四％、自作農六二・五％、自小作農七一・七％、小作農一一・六％となっていて（久間健一『朝鮮農政の課題』一八八頁、一九四三年）、何れの階層の商品化率も「併合」時より遙かに高くなっているが、これは「産米増殖計画」等により米の商品化のみが異常に進み、他の作物の商品化が抑圧されたためであろう。

⑲ 金容燮氏の研究に依れば、一八五八年から一九〇六年にかけて牛価は六〇倍強にもなっており（前掲「韓末・日帝下の地主制――事例一」七八頁）、これに伴って牛の貸付賃も高騰したと思われる。後述する活貧党闘争において「屠牛を厳禁すべし近来牛疫に倒るゝもの多し八道の営邑及市場閭里に日に屠するもの多く為に従来農牛数十頭を飼養し来りし洞里にして輓近僅かに五六頭を養ふに過きす之により農業を失するもの多し故に即ち闕内に進むるものを除くの外総て屠牛を厳禁し農業を失するの弊を除くこと」（信夫淳平『韓半島』七九頁、一九〇一年）という要求が掲げられたのも、こうした事態と関連するものであろう。

⑳ 上農層が労働力を多投することにより高い生産力水準を維持するという現象は、李朝後期に既に見られる。一九世紀前半を飾る最大の農書『林園十六志』の著者である徐有榘が著わした『杏蒲志』（大阪府立図書館蔵）にはそのような例が多く記されている。一例だけ示しておくと、巻二・耕耙条に「按、我東湖南沿海島嶼、或有土中多蔵石礫、不可用牛犂者、往往用人踏犂起墾者、其制与周氏所記、大同少異。広農之家、不可不置此犂、以待石骨土膚之地。其開荒荊棘之地、尤不可無此器。」とある。踏犂を利用するのに多くの労働力を要したであ

ろうことは想像に難くない。

なお、李朝後期の農業生産力の水準と特質、及びそれが開港後の農業変動をいかに規定したかについては、稿を改めて明らかにしたい。

㉑ 朝鮮総督府編『朝鮮ノ小作慣行、下』（一九三二年）続編三七頁。

㉒ 久間健一「労働隊制度と雇只隊制度」（『朝鮮農業の近代的様相』所収、一九三五年）二七三頁。

㉓ 同上書二二三頁。

㉔ 本稿では一～五町歩の経営面積を維持している層を自小作上農層と見做しているが、これらすべてが富農であったとは言えない。ただ現在のところ個別経営の事例があまりにも少ないために、富農経営の最低基準面積を確定することができないのである。

なお、金容燮氏の言われる「経営型富農」なる概念は理論的に誤っている。即ち、金氏は「経営型富農」を「地主型富農」と対比させて用いられているが、後者は純然たる地主であって、経済的範疇としての富農とは全く異なる。厳密な意味では、富農はすべて「経営型」でなければならない。

㉕ 一九六五年、ピョンヤン。

㉖ 同上書一四二頁。許氏の主張は周藤吉之氏の「朝鮮後期の田畓文記に関する研究」（『歴史学研究』七－七、八、九所収、一九三七年。のち『清代東アジア史研究』に再録）に依ったものであるが、韓国国立中央図書館編『古文書解題Ⅰ』（一九七〇年）所載の土地売買文記や、前掲『朝鮮ノ小作慣行上・下』所載の賭地放売文記からも、開港後の賭地価格の相対的低落という現象が窺える。

第三章　土地所有・農業生産を廻る階級対立

賭地法を基盤としてかなり広い面積の土地を営利目的で小作する自小作上農（＝富農）層が成長してきたことは、従来の土地所有関係を大きく揺り動かすものであった。一方、米の商品化過程に典型的に見られたように、旧来の地主層の中にも、開港・甲午改革後の新たな事態に対応して地主経営を強化してくる部分が存在した。かくてこの時期の土地所有関係は、地主――自小作上農（＝富農）――貧農の三者の対抗関係を基本矛盾として、更に土地所有への進出を狙う日本の登場が副次的矛盾を形成しているという構造であった。以下、この四者の対抗と同盟の関係を具体的に見ていこう。

まず、当時の農村における階級対立の様相を示す特徴的な例をいくつか挙げてみよう。

A〔洑税永革〕全州・益山等の地に六百余石になる洑税が有り、昔から閔泳煥氏の家で収税していたが、甲午以後閔氏が新しい規則に従って（この税を）廃止し徴収しなくなった。ところがある雑輩たちが介入して悪巧みを行ない、（この

況が）典洞宅の所属になったとか、明礼宮の所属になったとか言って、毎年従来通り収税をしていたのだが、この度の全州民擾においてその弊を説く者が多いので閔氏がそれを聞いて大変驚き、全州観察に手紙を送る一方、人を（当地方に）送ってこの弊を永久になくすようにしたとのことである。①

B〔駅民等訴〕高陽郡で駅畓を耕作している人たち三・四〇名が度支大門の前に一斉に集まって連名で訴えているのでその理由を問うと次のように言う。私たちの駅畓では賭租を代銭納の方法により、昨年には上畓は十二両五銭、中畓は十両、下畓は七両五銭づつ納めていたが、今年は前例を変更して賭租として米十三斗づつを（現物で）督促され納めさせられたので、これを時価で計算すれば八十余両にもなる。（それのみならず）また田畑が川に落ち込んで魚が波に戯れているような所とか、砂と石ばかりの荒地にも前例に依って結銭を取立てる。そのため安らかに生活できるわけがなく、みんな逃亡して無人の境になってしまったため、（このようなことは私たちには）何の罪もないことであると（度支部に）訴えているとのことである。②

C、〔信書倘信〕信川郡声月坊にある於義宮の宮庄土の都監官（総取締役）である金已渉が去年秋に（それまでの）永税を改めて、一斗落ごとに数倍も増税して取立てるので、小作人の中の金京元が府郡に実情を訴状として提出した……（以下略）③

D〔半トの概実〕南方から来た人が（今問題になっている）半トの語義を解明したがそのあらましは次の通りである。嶺南（慶尚道の異称）の習慣で甲午以前には畓主と小作人が秋の収穫を折半する時に、まず納税用に一負あたり租米一斗を先に除いて（それを）小作人に納税させていたので、実際には畓主と小作人が五升づつ分担していた（わけである）。その時の情況で言えば、結価（税額）は一負につき七、八銭であり、一斗当りの米価は平年で四、五銭にすぎなかったので、畓主の実利が少なくなかった。ところが（甲午の）更張以後、一負当りの税は三銭となり（一方）米価は倍にも騰貴したので、畓主たちがその実際の利害をはかって小作人に負ごとに税として米を五升づつ収めさせ、畓主自らが

（それを銭に換えて）納税するようにした。従ってその利益が畓主に全て帰するので過日宮内府で劉堂氏を派遣して、晋州等の地の諸畓主に甲午以後の利益を計算して納めさせたとのことである。④

E　賭地権の付随した龍洞宮の土地がある人に贈られたが、小作人たちはその後も従来通りの小作料を支払って耕作しただけでなく、小作人間で任意に賭地権の売買をしていた。ところが光武元年にまた地主が変わり、新しい地主はその土地の小作料が低額なので、これを折半法に改めようとした。しかし農民たちは、この土地は自分たちが龍洞宮の許可を得て出資起耕し、宮家から定額小作料で永久に耕作権を与えられたものだから、収穫を地主と小作人で折半するというようなことは不都合であるとして反対した。しかし地主は自分が要職に就いていたのを悪用して強制的に小作料を引上げた。更に、光武五年に再び小作料を増額しようとしたので、今度は農民たちがまん出来ず、ついに裁判所に訴えるに至り、結局農民側の勝訴となった。⑤

これら五つの例でまず注目されるのは、地主の小作料増加や地方官の雑税賦課の動きが甲午以後広範に見られたこと、しかもそうした動きが開港を契機とする商品経済の発展や甲午改革による租税の金納化等の新たな事態と密接な関連を持っていたことである。地主が小作料を引上げたり、地方官が種々の名目で附加税を取り立てたりすることは以前からよくあったことであるが、この時期になるとその動機に変化が見られるのである。例えば、Bの例でそれまで銭納させていた小作料を現物納に逆戻りさせたのは、当時の米価騰貴による利益を当込んでのことであろうし、Dの半卜を廻る地主の動きにはより明確にそのようなことがあらわれている。つまり、開港や甲午改革を契機とした商品経済の発展、就中米の商品化の発展は、地主層の致富欲に新たな刺激を与え、経営者としての自覚に目覚める部分も存在していたのである。⑥

しかしながら、地主官僚層のこのような動きは当然のことながら、農民たちの強力な反対に出会わざるをえなかった。そして、地主や官僚の動きに時代的特徴が見られたように、農民の対応の仕方にも注目すべき特徴が幾つか見られた。まずAの例において、農民たちは洑税廃止を要求する根拠として甲午改革における雑税廃止を挙げているが、同様の例は

『皇城新聞』に数多く紹介されている。[7] 甲午改革において雑税が廃止されたと言っても、地方官などがいろんな手段によって新たな名目の税を賦課しようとしたのであって、農民の下からの要求と結び付くことにより初めて雑税廃止を実現しうる可能性があったと言えよう。

農民の対応で注目すべき特徴の第二は、米価騰貴による利益を求めての地主の小作料増額等の行為に反対する農民の中に、二つの対応の仕方があったことである。一つは、貧農層を中心とした米の商品化そのものに反対する対応の仕方である。一八九九年頃から中南部地方一帯に起こった「活貧党」闘争[8]において、「近来他国へ穀類を輸出するもの尤も多し穀価為めに高登し貧寒なる人民飢死に頻す至急防穀を施し救民法を採ること」[9]が要求されたことや、光武二年一〇月に米輸出禁止を内部に請願した「保民会」の訴え[10]等はその例である。前章で述べたように、貧農層では米を購入しなければならない者が一般的であったため、米価高騰はとりわけこの層に打撃が大きかったのである。

ところがDの例で問題になっているのは、米価騰貴による利益を畓主が得るのか、小作人が得るのかということなのであって、米の商品化を廻る対立ではあるが、先の地主――貧農の対立とは性格を異にするものである。しかも、半トの問題が起きている晋州地方というのは農業生産の最先進地域であり、[11] 甲午以前には棉花・綿布生産の中心地であったことからすれば、この地方に自小作上農（＝富農）層が広範に存在していたことは十分に予想しうる。従って、半トを廻る対立は、米の商品化を担うべき二つの層同士の対立という性格をもっていたと判断しうるのではないだろうか。

CやEもタイプは異なるが地主と自小作上農との対立を暗示するような例であると言える。即ち、永税とか賭地権は自小作上農層の成長を可能にした重要な要因であっただけに、それを廃止せんとする地主の意図に中心になって反対したのは彼らであったと考えられるからである。許宗浩・金容燮両氏の研究に依れば、宮房田の小作条件は一般の民田に比べて小作人に有利であり中畓主や「経営型富農」が広範に存在していたとされており、[12] C、Eともに宮房田に関係のある土地だったことは、上の推測の裏付けとなろう。

以上幾つかの具体的な例の特徴や、更に前二章で述べてきたことを総合してみると、この時期の農村における階級対立は、直接生産者の土地耕作権＝事実上の農民的土地所有を発展させるのか否かを廻っての、地主↔自小作上農・貧農の矛盾が基本であったと言えよう。そしてそこには、農業における商品経済化の二つのコース、地主主導型と自小作上農主導型との対立も内包されていたのであった。更に、モスム雇傭や自小作上農層への小作地の集中により、自小作上農と貧農との矛盾も生じつつあったが、主要には地代の低額固定や小作権の安定という共通の要求で両者が連合しうる側面の方が、なお強かったのである。ここにこそ当時の歴史的条件の下で、自小作上農層が歴史の歯車を前進させる指導勢力となりうる客観的基盤があったと言うべきであろう。

自小作上農（＝富農）層を中核として事実上の農民的土地所有を目指す闘争が多様な形態で存在していたことは、当時朝鮮の土地所有を狙っていた日本人にとっても大きな障害であった。最後にこの点について見ておこう。当初日本は朝鮮への大規模な農業移民の投入を考えていたが、上述したような農民的土地所有を目指す動きが活発であった状況の下では、それが不可能なことは明らかであった。そこで次の史料に見られるように、土地所有権だけを獲得して地主となるか、或いは大規模な開墾を意図するようになる。

本邦人ガ韓国内ノ既墾水田畑ヲ購入シ之ヲ使用スルコトハ其生産力ヲ発揮スル上ニ効力アルヘキハ勿論苟モ土地ニ対シテ投資スル以上ハ既墾地ノ購入ヲ以テ最モ有利トスベキハ疑ナク且ツ仮ヒ荒蕪地ヲ開拓セントスルモノモ多数ノ場合ニ於テハ同時ニ既墾地ノ購入ヲ便利トスルヤ必セリ（中略）一旦購入シタル土地ヲ小作韓人ヨリ引上ケ之ヲ我農民ノ手ニ移サントスルニハ社会上種々ノ困難アリ到底大ナル範囲ニ渉リテ実行セラルベキ見込ナク且ツ韓人ノ農業法ナルモノ改良スベキ余地ノ多キハ論ナキモ之ヲ以テ甚シキ幼稚トナス如キハ畢竟真相ヲ誤テリト認メラルルニヨリ既成地ニ対スル着手ハ或ハ模範田、畑ヲ作クルコト荒蕪地開墾事業着手ノ根拠地ヲ得ルコト等ニ止メ主ナル目的ハ農事上ノ改良ヲ促進スルニ置クヲ利益ト信ス[13]

しかし、小規模な土地所有は可能であっても、日本人による大規模な土地所有の実現は農民の反対に遭って非常に困難であった。この時期の日本人やその他の外国人の土地所有に対する反対闘争は枚挙に遑ないが、もっとも著名な例は、一九〇四年に起こった日本人の荒蕪地開拓権要求に反対する闘争である。[14] 日本は一九〇四年に「対韓施設綱領」なる朝鮮侵略方針を決定し、それに基いて朝鮮全土の荒蕪地の開拓権を五〇年の期限で日本人に委任する内容の要求を行なってきた。この要求に対して政府は態度を決めかねていたが、広範な民衆が直ちに反対闘争を展開し始めた。ソウルでは「輔安会」が組織されて、万民共同会以来と言われる一大救国運動が起こったが、[15] この運動の盛り上がりの背景として次の二点に注目しておきたい。即ち、第一には、輔安会の会長に推された尹始炳という人が甲午農民戦争や独立協会の活動に参加した経歴の持ち主であったことからわかるように、[16] この運動が従来の反封建・反侵略闘争の伝統を直接に受継ぐ性格のものであったことである。更に第二には、反対運動の根拠の一つとして、日本が要求している荒蕪地というのは現実には農民たちが薪を採ったり、草を刈ったりして利用している所であるということが挙げられていることである。[17] このことは、この運動が単なる排外思想に依るものではなくして、農民の土地に対する自覚の高まりを基盤としていたことを暗示するものであろう。そして日本も広範な民衆運動の前に、遂にこの要求を撤回せざるをえなかったのである。

① 「洑税永革」全州益山等地에六百餘石되는洑税가有ᄒᆞ야自来로渙泳煥氏家에서收税ᄒᆞ다가甲午以後에閔氏가新式을依ᄒᆞ야革除不收ᄒᆞ엿ᄂᆞᆫ데何許雜輩들이從中作奸ᄒᆞ야或典洞宅에或明礼宮에屬ᄒᆞ엿다고年年히依前收税ᄒᆞ더니今次全州民擾에其弊를藉説ᄒᆞᄂᆞᆫ者ㅣ多ᄒᆞ니閔氏가聞甚愕然ᄒᆞ야一辺全州観察에게致書ᄒᆞ고一辺專人下送ᄒᆞ야此弊를永革제ᄒᆞ엿다더라」（『皇城新聞』光武三年三月二七日付）

② 「駅民等訴」高陽郡에서駅畓作農ᄒᆞᄂᆞᆫ人民三四十名이度支大門前에齊会하야等訴ᄒᆞᆫ다기로其事申을問ᄒᆞᆫ즉曰該畓賭租를代錢으로昨年에ᄂᆞᆫ上畓은十二両五錢이오中畓은十両이오下畓은七両五錢式収納ᄒᆞ더니今年에ᄂᆞᆫ前例를変更ᄒᆞ야賭租十三斗式을督捧ᄒᆞ니時価로計ᄒᆞ면時値가八十餘両可量이오成川浦落하야游魚弄波之処와荒陳沙石之地에도依前例하야結錢을白徵하기로安堵貧接할理由가無하고渙散之境에至호故로冤抑함을呼訴ᄒᆞ다하더라」（同上光武三年一月一八日付）

③ 「信書倘信」信川郡声月坊에所在 於義宮庄土都監官金已渉이가去年秋에永税를変改하야畝斗落에数倍加捧하ᄂᆞᆫ故로作人中金京元이가府郡에挙実呈訴하얏ᄂᆞᆫ……」（同上光武三年三月九日付）

④ 「半トの概実」南来人이半トの語義를解明ᄒᆞᄂᆞᆫ데其槩에嶺俗에甲午以前에ᄂᆞᆫ畓主와作人이秋収를并作할時에ᄆᆞᆫ저税納毎負에租一斗를先除

ㅎ야作人으로ㅎ야곰納稅케ㅎ니其實은 畓主와作人이五升式分当함이라其時情況으로論ㅎ면結価는每負七八錢이오每斗租価는平年四五錢에不過함즉畓主의実利가不少ㅎ더니更張以後로每負稅는三錢이오租価는倍騰한지라畓主들이其実際利害를揣得ㅎ고作人에게每負稅租五升式收取ㅎ야渠自納稅ㅎ니其利가畓主에게全帰ㅎ는지라向者에 宮内府에서劉堂氏를派送ㅎ야晋州等地諸畓主에게甲午以後実利条를打算收捧코저함이라더라」（同上光武四年二月二三日付）

なおこの半トを廻る地主と小作人の争いについては黄玹『梅泉野録』でも触れられている。「慶南道有半卜之擾。嶺右旧俗、庄主与佃客、随熟均分。如出二石、則各一石、每結一負、先除一斗租、以充結稅。折錢而每一負三十錢。租則価騰、每斗過百錢。於是庄主脅佃客、每負収租五升、替納三十錢、而甚其贏。閭里怨咨。故自宮内府送派員、欲推刷富民之利。富民胥動、朋譸群詛、有激変之形。李埈鎔晩喩調剤、僅得鎮定。蓋旧習之難変類此。」（光武四年庚子、『韓国史料叢書』版、二四八頁）

⑤ 前掲『朝鮮ノ小作慣行　上』七六七頁より要約。

⑥ 金容燮氏の前掲「韓末・日帝下の地主制――事例一」で紹介されている江華金氏の地主経営には、このような点が顕著に見られる。

⑦ 例えば、光武二年一一月一一日付「手舞足蹈」、同三年三月八日付「革稅勒徴」、同六月一日付「豈有雑稅」、同七月二九日付「今為正稅」、同八月一一日付「民擾消息」等々の記事。

⑧ 空想的社会主義の様相も帯びていたと言われる注目すべき農民闘争である。その活動及び思想については姜在彦『朝鮮近代史研究』（一九七〇年）二二六～八頁、同「『活貧党』闘争とその思想」（『思想』五五六、五五七号所収、一九七〇年）に詳しい。

⑨ 前掲『韓半島』七七頁。

⑩ 『皇城新聞』光武二年一〇月二一日付。

⑪ 一八世紀前半の著である李重煥『択里志』の卜居総論生利条に「国中最沃之土、惟全羅道南原求礼、慶尚道星州晋州等処、水田種一斗、最上者収一百四十斗、次者収百斗、最下者収八十斗。餘邑不能尽然。」とある。

⑫ 許宗浩前掲論文、及び金容燮「司宮庄土の佃戸経済とその成長――載寧餘勿坪庄土を中心に」（『亜細亜研究』一九六五年。同氏著『朝鮮後期農業史研究――農村経済・社会変動』一九七〇年、に再録）。

⑬ 『通商彙纂』一九〇四年五三号所収、「韓国事情」三七～八頁。

⑭ この問題については尹炳奭「日本人の荒蕪地開拓権要求について――一九〇四年長森名儀の委任契約企図を中心に」（歴史学会編『歴史学報』第二二輯所収、一九六四年）に詳しい。

⑮ 「前議官鄭耆朝・前参奉崔東植・儒生金箕佑・鄭東時等、以倭勒借陳荒地、抗議沮格、通文十三道、斉会京師。……

京師民、設保安会、推尹始炳為会長。自鄭耆朝等通文以後、宰臣李健夏・朴箕陽等専疏争之、前議官尹秉・前主事李沂等、設疏庁、建会議所。京郷会者数万人、推申箕善為会長、箕善不応。以裕寅代之、裕寅亦辞。最後始炳主之、蓋非秉等意也。始炳与吉炳、甲午入東学、己亥入独立会、坐是坎坷、至是薬為之趨焉。……

倭公使林権助還至京師。時大小民人、以陳荒許墾事、群議鼎沸、不期而会者、日数万計。自外部促照倭館者、亦数十函、倭亦厭苦之。」（前掲『梅泉野録』光武八年甲辰、三一〇、三一二頁）

⑯ 前註参照。

⑰ 前掲尹炳奭論文七〇頁参照。

展望

日清戦争以後、朝鮮が日本の半植民地に組み込まれていくというのは、従来のわが国の学界における定説であった。確かに政治的・軍事的には日本の影響力は次第に決定的になりつつあったが、経済面（特にその根幹部門である農業経済面）では本稿で明らかにしたように、日本の影響力は未だ極めて弱体であった。否、むしろ商品経済化の進展に自ら対応していこうとする農民たちの営みは、様々な困難に遭遇しながらも根強く展開されており、その中で小商品生産者的な性格を帯びた新しい農民層（自小作上農＝富農層）の広範な抬頭さえ見られたのであった。そして彼らを中核として、農民の土地耕作権＝事実上の農民的土地所有権の発展を目指す多様な闘争が行なわれていたが、こうした事態は日本の朝鮮植民地化の意図とは決定的に対立するものであった。

従って、日露戦争や一九〇七年の第三次日韓協約により朝鮮の政治・軍事・外交権をほぼ完全に掌中に納めた日本が、朝鮮の農業構造を自己の要求に見合う形に再編しようとした際の基本的課題は、次の諸点でなければならなかった。即ち、第一に、農業の商品経済化のヘゲモニーを握り流通過程からの生産者支配を強化すること、第二に、農業生産発展の主要な担い手であった自小作上農（＝富農）層を解体すること、第三に、これらのことを通じて自己に都合の良い農業構造（米・棉花輸出、綿製品輸入、日本人の土地所有への進出）に改変すること、以上である。

これらの課題を果たすべく、一九〇五・六年頃から様々な政策が日本によって行なわれるが、その下で自小作上農＝富農層は大きな打撃を受け、従来の農業構造は急激に再編されていくことになる。それは取りも直さず一九一〇年に始まる「土地調査事業」の歴史的前提条件の形成過程でもあった。この具体的な過程と、それが以後の日本による朝鮮植民地支配をいかに規定づけたか等の問題の究明は、本稿のテーマの範囲を既に超えている。この点に関しては稿を改めて論じることにしよう。

（京都大学大学院生　　）

A Study of the Documents, used as the Canvas of '*Torigedachi-Onna-Byobu*' 鳥毛立女屏風
——on the '*Kai-Shiragi-Monoge*' 買新羅物解——

by

Haruyuki Tono

To the screens '*Torigedachi-Onna-Byobu*', the documents wasted in 4 *Tempyo-Shoho* 天平勝宝 are used as their canvas. They are called the *Shosoin* 正倉院 documents, a part of which is published as '*Kaimono-Moshiukecho*' 買物申請帳 or *Kaishiragi-Monoge*'.

These documents of the trade, I think, are originally presented to '*Okurasho*' 大蔵省 or '*Kuraryo*' 内蔵寮 by the nobles to import the goods brought by the envoy of *Shiragi* 新羅 in 4 *Tempyo-Shoho*. They, after having been scrapped, are sent from '*Kuraryo*' to '*Gakoshi*' 画工司 or '*Takumiryo*' 内匠寮 to use for that purpose.

According to them, the imported articles on the whole consist of the speciality in *Shiragi*, the goods of *T'ang* 唐 and that of the South Asia transported through *T'ang*; which reveals that the Shiragis have carried on commerce from eighth century in the East China Sea 東シナ海. We must accordingly pay much attention to the Japanese relation to Shiragi in view of the absorption of foreign cultures.

Capitalist Agriculture after the *Kabo-Reform* 甲午改革 in Korea
——A Case Study of *Sannam* 三南 Province——

by

Hiroshi Miyajima

In the modern Korean history the year 1894 was an epoch-making one that was marked by the Kabo peasant war and the *Kabo-Reform* urged by it. This article deals with the rural economics, the most important determining factor in the Korean history after the *Kabo*, by the analysis of a development of the capitalist agriculture in the *Sannam* province. This study makes use of the census, the newspapers

and the research by the Japanese, and shows as follows: 1) after the Kabo the capitalist agriculture was more advanced in many fields than would be at the period of the *Annexation of Korea by Japan* 日韓併合; 2) it was a class of a part owning rich farmer that spread the capitalist agriculture; and 3) they aimed at a proprietary of the land. And the forcible land research as a fundamental process of the colonization of Korea by the Japanese imperialism would be made possible only by a dissolution and re-organization of such a capitalist agriculture after the *Kabo*.

Cambridge University and King's Hall in the Middle Ages

by

Toshiaki Suzuki

The object of this essay is to illustrate the Cambridge University in the middle ages from three kinds of aspect. The first is to make clear of the obscure origin of the University of Cambridge by the more concrete evidences. The second is to modify the accepted theory established by H. Denifle and H. Rashdall, that the Cambridge University in the 13th and 14th centuries was the insignificant third-rate one, by making use of the new material which was discovered at Angelica library, Rome, in 1963. The third is to get glance at the character of this University in the 14th and 15th centuries through the history of King's Hall, one of the medieval colleges, which was founded by king Edward II in 1317 and was amalgamated in Trinity College by king Henry VIII in 1546. And in this essay this University and this college are concluded to be not only significant and well known institution but also, in the special reference with the latter, the training foundation of royal officials in the later middle ages.